

平成22年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年12月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	太田 健一	2番	野並 享子
3番	小菅 六雄	4番	高橋 繁夫
5番	内田 聡史	6番	奥村 治男
7番	矢野 隆行	8番	梶山 幾世
9番	井狩 辰也	10番	市木 一郎
11番	坂口 哲哉	12番	田中 良隆
13番	中島 一雄	14番	丸山 敬二
15番	西本 俊吉	16番	三和 郁子
17番	鈴木 市朗	18番	田中 孝嗣
19番	立入三千男	20番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	南 喜代志	総務部長	岡野 勉
市民部長	高田 一巳	健康福祉部長	新庄 敏雅
健康福祉部政策監	岩井 敏	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	環境経済部政策監	竹内 睦夫
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	中島 宗七
総務部次長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
企画財政課長	立入 孝次	総務課長	遠藤 伊久也

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	吉川 加代子

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第95号及び議第98号から議第111号まで
(野洲市地域振興基金条例他14件)
質疑、常任委員会付託
- 第5 請願第3号から請願第5号まで
常任委員会付託
- 第6 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(立入三千男君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、11月29日と同様のため配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第9番、井狩辰也君、第10番、市木一郎君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、議第95号及び議第98号から議第111号まで、野洲市地域振興基金条例他14件を一括議題といたします。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） おはようございます。議第102号平成22年度野洲市一般会計補正予算の清掃費、焼却処理施設整備費委託料について質問をさせていただきます。

10月策定されましたごみ処理施設整備基本計画案では、23年から25年に測量、地質調査、生活環境調査、都市計画決定、造成、許認可、そして25年から27年で建設、28年稼働というスケジュールが出されています。その計画に従い、今回の補正で測量委託料と計画策定委託料が計上されています。

まず、第1点目に測量委託料、1,955万円について質問いたします。

第1点目は新クリーンセンターの場所については、地元合意がされているのでしょうか。二つ目、12月補正で上げる必要があったのか。3月議会ではだめであったのか。三つ目が地元合意がされてから執行されるべきであり、建設年度の逆算でごり押しすべきでないと思うが、見解を求めたいと思います。

2点目の計画策定委託料558万6,000円について質問いたします。

まず、1点目、9月に一般廃棄物適正処理システム検討委員会から答申を受け、プラスチックなど燃やす方向を検討されていますが、この計画策定ではそのことを盛り込んでいるのかどうかお尋ねいたします。二つ目、焼却施設もストーカ方式や熔融炉などありますが、機種の選定は何を考慮しておられるのかお尋ねいたします。3点目、余熱利用することが補助金の対象ですが、どのような余熱利用を考慮しておられるのかお尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 皆さんおはようございます。ただいまの野並議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「新クリーンセンターの場所については、地元合意されているのか」というご質問につきましては、移転候補地であります、大篠原自治会に対しまして、昨年5月から継続して、環境整備委員会を初め、自治会全体説明会、大篠原の5自治会説明会等を開催いただき、また最新施設の視察も約80人の参加を得て、受け入れに対してご理解いただけるよう取り組んでまいりました。

また、本年8月には文書をもって正式に依頼し、この12月末までにご判断いただけるようお願いをしているところでございます。

まだ、地元合意は得られておりませんが、自治会の皆様にご理解を得るべく、説明及び交渉を続けているということは、既に全員協議会でも報告をさせていただいておるとおり

でございます。

次に、2点目の「12月補正で上げる必要があったのか。3月議会ではだめなのか」というご質問につきましては、市では、本年8月に文書により正式に受け入れをお願いしたことから、年内合意を前提に取り組んでおり、それを担保するため本議会において補正予算計上したものであります。

一方では、地元に対して、市として丁寧かつ慎重をお願いをしているところであり、その上で地元の合意が得られた場合、細部にわたる具体的な協議となりますが、速やかに測量等を実施することは必要となります。そうしたことから本議会が必要経費を計上し、速やかな対応ができるよう準備することが市の姿勢、誠意であると考えております。

次に、3点目の「地元合意がされてから執行されるべきであり、建設年度の逆算でギリ押しすべきでないと考えるが見解を」ということでございますが、先ほど申しましたように、1年半ほど前から環境整備委員会等において、丁寧に説明し、お願いをしてきたところでございます。当然のことながら、地元の合意のもとで執行すべきものでございます。

次に、計画等策定委託料の点につきまして、まず1点目の「9月に答申を受けてからプラスチックを燃やす方向を検討されているが、この計画策定にこのことを盛り込むのか」のご質問につきましては、第一線の専門家や公募の市民代表などで構成された、一般廃棄物適正処理システム検討委員会において審議された結果、ごみ処理システムの再構築に当たり、現行の分別処理資源化の方法及び、現行からプラスチック容器包装の分別をやめて、燃えるごみとして焼却し、エネルギー回収を行う方法の二つの方法を適正な処理システムとして評価されたところです。

今後、市民懇談会を開催するなど、広く議論を重ね、方向性の位置づけを行った後に、最終的な判断を行い、「ごみ処理施設整備基本計画」に反映させてまいりたいと考えております。

2点目の「焼却施設もストーカ方式や熔融炉などがあるが、機種を選定は何を考えているのか」のご質問につきましては、先の一般廃棄物適正処理システム検討委員会の答申で、エネルギー回収推進施設の処理方法、機種でございますが、安全性・安定性や経済性等の理由から、ストーカ方式がガス化熔融炉等と比較して優位であり、ストーカ方式を選定されたので、答申を尊重し、ストーカ方式の採用を考えております。

これにつきましては、先の全員協議会において、既に「ごみ処理施設整備基本構想案」でご説明をしたところでございます。

3点目の「熱利用」につきましては、エネルギーの使用について、一般廃棄物適正処理システム検討委員会の答申などに基づき、「ごみ処理施設整備基本構想案」において、地域特性や市民ニーズを考慮した上で、熱利用を行うこととしています。

具体例として、温水プール、発電施設、農業施設等々が考えられますが、地域的な条件、市民ニーズ、将来性、市の事業としての現状での可能性、必要性等を考慮し、検討したところであり、こうした中で、現在、運営面も含め市民から高い評価をいただいております。温水プールにつきましては、老朽化が進み、更新時期が近づいておりますことから、これを移転し余熱利用すれば、今後の運営経費、環境負荷の低減等、大きな効果が期待でき、よりよいサービスを継続して提供できるものと考えています。今後、市民の意見を聞きながら、具体化に向け検討を進めてまいりたく考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） 今年3月議会で私、このごみの問題で拡大生産者責任について発言をいたしまして、市長は同感ですということをおっしゃられています。地方自治体から国に対して、循環型社会形成推進基本法とかりサイクル法とか、そういったものの見直しを強く迫っていかなくてはならないと思うのですが、プラスチックを燃やしていくという方向では、これは環境問題で非常に高い見識を持っておられる市長としては、環境のコスト面を重視をされる、かじを切られる、右に左にというハンドルぐらいじゃなくてUターンされるという、そういうふうな状況には私はなっているのではないかというふうに思いますので、この見解を求めたいと思います。第1点目の測量委託料に関しましては、これはもう執行、地元合意がされてから執行されるべきということをおっしゃいましたので、くれぐれも強行をするようなことがないように、地元合意が大前提でありますので、それは必ずそういう方向でしていただきますようお願いいたします。

焼却施設の安全性の問題で、ストーカ方式採用ということですので、この中にも書いていましたから、私はやっぱりストーカ方式でいいと思っています。ガス化熔融炉はいろいろと問題が発生している中ですので、ストーカ方式のほうがいいと思います。

余熱利用の部分に関しまして、このごみ処理基本整備計画、基本、これかなりのページ数になっているんです。120ページから、今、皆さんに意見を聞くパブリックコメントということで、ホームページに張りついていますね。そういう意味で、ここの中で、余熱利用の試算として、プールの熱量がどうのこうのというふうに、例えばスポーツセンター

として競技用温水プール、大きさ50メートル掛ける18メートル掛ける1.4メートル、温度26度というふうな形で、熱量そのものの試算はされているんですけども、今言われた、この今の温水プールの老朽化に伴って、ここでプールを建設していくという、その建設費用とか、そういった部分は新たな投資になりますね。そしたら、今のプールどないすんねんというふうな、またそれも問題になるでしょうし、そういった建設をすればランニングコストも発生してくるしということでの、いろんな意味での検討はまだこの中ではされてないので、今、言われたように農業施設とかいろんなことがあるからというふうなことが言われています。しかし、野洲市一般廃棄物処理施設検討委員会の議事録を見ますと、熱が出るから、その余熱をどう利用するかというふうな形でやれば、必ずそれはもう採算が合わない。こういうふうなものが必要だということから出発しているのと違って、どうその熱を利用しようかということをやったのではということもおっしゃっていますので、私はそうだというふうに思います。あそこにプールを持っていったら、今の温水プールの人がみんなあっちに行かはるかというたら、そうはないやろうと。競技用のプールというふうなことになる、今、あのプールがつけられたのは、高齢者のひざの負担を軽く歩く、歩行を頑張ってもらおうというふうなことも含めて温水プールの建設がされ、子どもたちも使えるようにということで、そういうスクールも行いというふうな形で今されているんですけども、この競技用ということになると、そういう意味では、多く市民が利用するというふうなことにはならないので、ちょっと今の説明では全体的な皆さんの願いとは違う方向に行くのではないかという思いがいたしますので、ちょっとそこら辺あたりの考え方をお尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

ご質問なのかご意見なのか、どこがご質問なのかちょっとわかりかねる部分があるんですが、全体をお答えいたしますと、まず拡大生産者責任、これは必要なんですけども、結局だれがどの分を払うということで、例えば企業が持てば、これは結局消費者へ回ってきます。いずれにしても、私はもう少し企業の責任を明確にされないと、現在特にプラスチック類、あるいはペットボトルのリサイクルの経費が、市にというよりは市民の税金で賄われているという逆転現象が起っていますので、これは改善が必要だと思っています。

ただ、プラスチックに関しましては、実態として5割ぐらいが分別して、皆さんがプラスチックとして出している中の5割以上だと思っていますけども、それが実際はも

う燃やされています。当初、8割ぐらいが有効でしたけれども、現在それが6割から7割ぐらいが有効なものになっている、2割ぐらい落ちているわけです。ただ、それも実際は再利用のときにはその半分ぐらいがまた不適性物として分けられているという状況です。現在、地域を回っていますが、もっと市民の理解を得て、それを8割、9割に頑張ったらどうかというご意見もありますけれども、やはり今の生活を見ても、それは市民の努力で担保ができるかという、難しい。そういう中では、システム検討委員会でご意見をいただきましたように、思い切って熱利用するのであればプラスチックを燃やすということもあり得るということで、まだこれは決定いたしておりません。従来からリサイクルに関しては、専門家の中でかなり分かれてまして、物事というのは絶対取り返しがつかないわけで、順番に劣化するので、一定の割り切りで燃やしたほうがいいのかという意見と、いや、リサイクルは徹底してすべきだという意見が分かれております。ただ、今の野洲市の現状を見ますと、申し上げましたように、リサイクルができる部分とできない部分。そして、その背景には4,000数百万が余計にかかっているという、そういうことを総合的に考えて今後決定をしていきたいというふうに考えております。

それと、特にプールについてご質問ですけれども、余熱利用は、先ほど部長が答弁いたしましたように、大きくは3種類ぐらいが考えられます。発電、農業、そしてプール等の直接熱利用、温水利用が考えられます。発電につきましては、野洲市の規模で考えるとまくいかないというご意見をいただいておりますので、それ以外の2方向ですけれども、やはり農業と言ってもこれは市が直接できるわけではございませんので、そういう意味では、市のプールは活用されておりますので、距離的にはそう変わらない。それと今併設しております体育館もかなりの利用があります。そういうことからすると、現在のプールを今のクリーンセンターの隣接施設として移すというのは妥当性があると考えております。

現行のプールですけれども、いろんな問題点があります。天井が高くて保温性が低いということです。それと、今、野並議員もおっしゃったように、市民利用を拡大するに当たってはいろいろ課題があるということです。新しいプールにつきましては、決して競技用のプールだけを今考えているわけではございませんでして、試案としては最大のプールを考えた場合どの程度になるかということで、現時点ではもっと市民利用が図れるような施設、最近活用いただいておりますように、水の中を歩くとか、さまざまな健康づくりに生かせるようなプールを考えておりますので、決して無駄な施設を新たにつくろうということではなしに、野洲の資源の中を移しかえて対応したいというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○2番（野並享子君） プラスチックの問題は、非常に大きな問題だというふうに思います。今、もう既に半分は燃やされているということですが、野洲で大体年間400トンぐらいですよ。この計画では、その400トンがちょっとずつ減っていくような試算になっているんですけども、これは400トンを全部燃やしてしまうということになると、今、地球温暖化で、CO₂の削減計画、京都議定書等で目標値がありますよね。これを燃やすということによって、どれだけふえるのか。燃やすのですから、ふえると思うんですよ。だから、どれだけふえるのかというところをちょっと数字を出していただけますでしょうか。

野洲がカーブを切っていったら、それは私はすごく全国的に大きな影響を与えると思うんです。この一施設の45トンですか、焼却施設、計画ではそこで燃やされる400トンぐらいのプラスチック、高々とは言えないと思うんですよ。これは本当に大きく全国に波及をし、各地の焼却施設で一層、コストがかかっているのはどことも同じなんですから、だからそのコストだけを出していくと、本当に日本じゅう燃やしていくという方向になって、あの京都議定書で削減していくという方向とは本当に違う方向に日本じゅうの地方自治体が進んでいくと思うんです。これは非常に私は金額だけで4,000万円ぐらい削減できるからという部分では、ちょっと重大な問題がはらんでいるというふうに思いますので、そういうあたりをかじを切ろうとしておられる、環境を専門に県でもされていたと思うんですけども、その市長がそういうカーブを切っていくという、それに対してちょっとびっくりという感じなんです。市が燃やすという方向を出さない限り、市民の意見を聞いて、どういう形でとられるのか、わかりませんが、燃やすのか燃やさないのかというのを、全市民に問いかけて、集約をされるのか、今のパブコメの部分だけでは、あれを見ておられる方というのは、かなり少ないのではないかとこのように思いますので、これはかなり重大な問題だということで、一般新聞でも報道されましたように、やっぱりこれは大きな問題だというふうに思いますので、どういう形で市民の声を集約をされるのかというところと、どれだけCO₂が出されるのかということと、お尋ねをいたします。

今、焼却の熱利用の部分で、今ある温水プールをあっちのほうに移しかえるのだということをおっしゃいましたけれども、この私らのもらった部分で、こういう場所でこういうふうに計画するというものをいただきましたね。あの計画でいくと、面積的に、今の温水

プールの状況のあの施設の面積と、今回出されている、この計画の、これですね、このここがそういうスペースになっていると思うんですけども、そういうところがちょっとこれでは、スポーツセンターとして、どれだけの面積でどうなっているのか、ちょっとわからないのですけれども、そこらあたりお尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の再質問にお答えいたします。

プラスチックを燃やすか燃やさないか、まだ全然決めておりません。これはシステム検討委員会でどちらも優位性があるというご意見をいただきました。この中で注意していただかないといけないのは、委員長は専門家ですし、あと県の湖南の環境事務所の課長も入っていますし、滋賀県の環境センターのモニタリングの長も入っております。市民の方も入っております。その中の議論の大半は、現状のデータを見る限りは、プラスチックを燃やすことの優位性もあるので、自分たちでは最終判断をしないけれども、市民に問いかけていただきたいということです。

それと、野並議員は全国は云々とおっしゃいましたけれども、先ほど私が申し上げましたように、リサイクル幻想というのがあります。何でもリサイクルしたらいいんじゃないかということなんですが、リサイクルの裏にはそれなりのエネルギー、労力がかかっております。環境の専門家がかじを切りかえたということですけども、決してそういうことではございませんでして、環境の保全というのは、まさに持続可能ということで考えられております。ですから、全体の環境負荷が落ちるか落ちないかというのが重要でして、今、プラスチックのために、プラスチックというのは物すごく軽いものですから、容積があります。重さはないですが。そのためにトラックを全集積所に走らせているわけです。また、別に燃えるごみというのを集めております。それが削減できる。あるいは、温水プールでいきますと、温水プールでは、常に重油をたいておりますけれども、クリーンセンターに併設すれば、その部分の相当部分が削減できますから、細かい数値は後ほどまた部長のほうから答弁いたしますけれども、決して環境負荷をふやすのではなくて、効率性を高めて、総合的には環境が落ちるようにする取り組みだと思っています。

それと、一番大事なのは、やはりプラスチック類、容器包装類を減らすことです。例えば日本のペットボトル、これは物すごく中途半端なペットボトルです。国によってはペットボトルをリターナブルでやっているの、しっかりしています。リターナブルでやらないところのペットボトル、特にアメリカなんかの水のボトルを見ていただくと、もうペ

らぺらです。1回切りです。日本のは上等過ぎます。だから、そういうあたりをもっともっと、市民の理解がないとだめで、企業は恐らくそういうふうに持っていきたいと思っても、市民からこんなぺらぺらなペットボトルをどうするのかという意見が出るのが怖いのために踏み切れない。だから、その仕組みをもっともっと変えていって、全体のプラスチックの使用を減らしていくほうが本筋ではないかと。あえて分けて安心してリサイクルができるからといってどんどん使い捨てにするというよりは、そういった方向に取り組むべきではないかなというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 1点目のプラスチックを燃やすことによって、温室効果ガスがどれだけふえたりするかというご質問でございますが、現時点での粗い計算でございますが、400トン、プラスチック全量を燃やすのに考えてみますと、16.3%の増となります。現実的には現在燃やしておる分が約3割以上ございますので、正確な数字ではございませんけれども、単純に計算しますとそういうこととなります。

また、一方で、収集運搬車でございますが、これのCO₂の分を差し引きますと、全体では、先ほどの数から引きまして、約14%の増加というような現時点での粗い計算となります。しかしながら、このほかに先ほど市長がご答弁されましたように、プールの重油を現在燃やしたりしておりますので、こういったところにつきましても、より計算をしていくべきでございますが、現時点ではその数量までは計算ができておりません。今後検討する中で、より現実的な数値はどういうふうになるかということは試算をしてみたいと思います。

それと、新クリーンセンターのところのスポーツ施設等の面積的な点につきましてでございますけれど、この点につきましては、これから基本計画等を策定いたします。それにつきましては、地元の方のご意見等、あるいは市民の方のご意見等を踏まえながら、最終的な基本計画をさせていただきますので、現時点で面積的にどうこうというところまでは明らかになっておりませんので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による議案質疑は終結いたしました。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。関連質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております、議第95号及び議第98号から議第111号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

○議長（立入三千男君） 日程第4、請願第3号から請願第5号まで、食料・農業・農村政策にかかる請願書他2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第3号から請願第5号までは、会議規則第92条第1項の規定により、請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第5）

○議長（立入三千男君） 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりです。質問に当たっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第13番、中島一雄君。

○13番（中島一雄君） 皆さん、おはようございます。第13番、中島一雄でございます。

私は、県道野洲・中主線、JR琵琶湖線ですね、国道8号のこの区間の早期完成について質問をさせていただきます。

二、三日前に東北新幹線が予定どおり全線開通いたしました。また、九州新幹線が一部を除いて来年3月開通するというので、そのように聞いております。そこで、本市も特に主要地方道が少ない中において、地元市民より期待されている県道野洲・中主線は平成10年から11年の2カ年で、計画に基づき、調査、測量、ボーリング等が終了いたしました。県で実施図面が作成されまして、当時平成18年度完成を目標に着手されましたが、いまだ完了の見込みが立っていないのが現状であります。現在では、完成予定は平成24年度になると聞いておりまして、いろいろな事情があるにせよ、しかしながら地元住民は正直なところ、ずるずると一体いつまでかかっているのかとの思いがございます。

現在、JRを越えるときに使っている、錦織寺架道橋は幅員が狭く、また見通しが極めて悪いため、交通事故も日常茶飯事で発生しております。一日も早い工事の完成は地元住民にとって大きな願いであり、事業主体であります滋賀県はもちろん、野洲市においても

関係の皆様につきましても、努力をお願いしております。

さて、この改良工事を予定どおり平成24年度に完成させるとなれば、今が平成22年度ですから、残された時間は正味あと2年半でございます。現在JR線をまたいでの構造物はできているのですが、現在の小篠原上屋線とP&G前の道路を、現在築造されている構造物に取りつけなくてはならないと思いますし、その先の家棟川橋についても新設等がありまして、まだまだ多くの工事が残っております。当然、事業費もかなり必要と想像されます。そこでお伺いをさせていただきます。

一つ目は、当初工事完成時期を、平成18年度を平成24年度予定に変更されたおくれた理由について、もちろん県の財政事情等はあったと思いますが、それ以外に何か具体的な理由はあったのかお尋ねいたします。

2点目につきましては、またそうした今日までの工事の完成を遅らせてきた事柄、状況、また解決、また解消しているのか、以上お伺いします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 皆さん、おはようございます。それでは、中島議員の県道野洲中主線の状況に関しますご質問にお答えさせていただきます。

主要地方道野洲中主線につきましては、新市の交通連携軸として位置づけられておりまして、滋賀県により重点的に整備をいただいているところでございます。

当初計画では、中島議員のご質問にありましたとおり、完了は18年度とのことでしたが、現在は県より平成24年度完了予定との説明を受けておるところでございます。

これにつきましては、JR西日本との設計協議が難航しいたしまして、相当な時間を要したことが遅れの主因でございまして、また県財政状況も大変厳しい中で、高額な費用が必要となりますJR跨道橋工事に予算を集中されまして、それ以外の工事には数年かかれなかったこと、家棟川橋の架けかえ計画構造についての地元協議等にも時間を要したことなどが主な要因でございます。

野洲中主線の現在の状況でございますが、今年度12月にJR跨道橋工事が完了、引き続き跨道橋への取付工事や家棟川橋梁工事など道路築造工事を行い、平成24年度末の事業完了予定と説明を受けております。県におきましては24年度事業完了を目指して鋭意取り組んでいただいているところでございます。

本市といたしましても、引き続き県へ24年度事業完了に向けた予算確保等をお願いするとともに、地元対応等、市といたしましてもできる限りの協力を行ってまいりたいと考

えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 中島議員。

○13番（中島一雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、部長からご回答をいただきましたJR西日本との設計協議が難航していると。また、県の財政状況も大変厳しい中での工事ということ、また地元協議にも時間を要したことが要因であるとのことでもあります。が、今後、県においては平成24年度事業完了を目指して鋭意取り組んでいるとの回答を得たところでありますが、18年度完成が24年度に完成になりまして、先ほども申しましたが、地元住民の方々は、一体いつまでかかっているのかという思いは常に耳にしているところでございます。中主のほうからも、もちろん地元からも耳にタコができるほど聞いておるわけでございます。一日も早い工事の完成は、地元住民にとって大きな願いでありますので、事業主体であります滋賀県はもちろん、野洲市における関係の皆様におきましても努力をお願いするわけでございます。

私たち地元民も協力させていただきますし、これからも協力は惜しまないつもりでございます。私が平成15年2月に本会議で本工事の見通しについて質問させていただきました。そのときの回答は、本年度内にJRの架道の架橋下部、いわゆる家棟川橋ですね、そしてまた錦織寺ですね、JRの下の架道橋のボックス部分も含む、これを発注いたしまして、3年間の工事を要するとの回答でございました。その当時答弁された市長とか部長はおられませんが、引き継いでやっていただいております。この道路事業の中心は跨線橋の完成であると思っております。これが既にできておりますので、地元の方々はJRをまたいだらもうすぐ通れるんやというような感覚が、非常にそういう印象を持たれるわけでございます。今後どんどんと工事は進んでいくと思っておりますが、期待もしております。それ以外の部分、箇所では大きな変化もないように見えるわけでございます。

まず一つ目は、家棟川橋には橋梁の新設が必要だと思っております。この工事はいつごろ始まるのか、またその完成はいつごろか、まず1点お伺いしておきたいと思っております。

それと、ふるさと農道の接続部分の完成は、この県道工事にて行われると聞いておりますが、いわゆる数名おられる地権者からの用地の取得の状況はどうなっているのか、これは理由はともあれ、余りにも長期間、いまだ解決、了承されていないということを聞いております。そのことについてもお聞きしておきます。

それと、P&Gの前の用地取得は、一部用地取得をされたということを聞いております

が、まだまだあるのか、その辺の確認もしておきたいと思います。

それと、4点目が現在JRのガードをくぐっている部分は、何らかの型で存続すると思いますが、これはカルバートを入れるということを聞いておりますので、安全面を考慮した上での、これの存続の具体的な型はどういう形にされるのか、その辺もお聞きしておきたいと思います。

それと、5点目には小篠原上屋線を野洲方面から来て、当該道路に入る際のその部分が高架部分とつながるなら、相当の規模の構造物、いわゆるランプがつくられると思うわけですが、これの工事はいつごろから始められるのか、その辺の事柄もちょっと確認しておきたい。

それと、新幹線を越えて、鴻池運輸付近の土地の取得と工事の目途はあるのかなどなど、まだまだ完全にこの道路が最終の型になるには、多くの関連工事が必要だと思います。もしわかるのであれば、こうした関連工事の現在の取り組み状況や、その完成の目途についてお答えください。

また、家棟川は、家棟川橋の橋及びふるさと農道等の取り付け部分の工事を優先するのならば、跨線橋が完成しているのなら、とりあえず中主方面と国道間の車両の通行だけでも可能になるのではと素人としては考えますが、このことはできないのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（立入三千男君） 中島議員、質問通告書、その個々のところを挙げてやってくれないと、今答えられるかどうか知りませんが、通告制度をやっていますから、何を聞きたいかというときには、やっぱりその箇所を。

暫時休憩いたします。

（午前9時48分 休憩）

（午前9時49分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。たくさん出ておりますので、ちょっと漏れておるかもわかりませんが。

まずは、地元議員としてこの事業に対して協力を惜しまないということでございますので、まずもってお礼を申し上げておきたいなと思っております。

1点目の家棟川の橋梁でございますけれども、これにつきましては、今のところ平成2

2年から、年明けから工事を着手させていただくという予定でございますので、そういったものが下部工につきましては、22年から23年にかけてという話を聞いております。また、上部工につきましては、24年度に行う予定ということで、当然家棟川の上流と、先ほど出ました道路構造物の取り付けといたしますか、それを一体に工事を発注しまして、24年度供用を目指しているという状況でございます。

それと、ふるさと農道の関係でございますが、接続につきましては、これは当然完成時になりますので、平成24年度にあわせて完成というふうに聞いております。

次に、その地権者の同意でございますが、現在、ふるさと農道の取り付けの関係につきましては、新幹線と家棟川の間でございますけれども、これは5名のうち2名、既に9月29日調印をいたしております。2名の方につきましては、若干、県のふるさと農道の過年度の用地の問題が残っていますので、今、鋭意、それを県とともに協議をさせていただいている最中でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。もう1名の方につきましては、いわゆる新幹線よりも国道8号線の関係の用地を、これは所有されておりますので、当然収用事業は1カ年で1回で5,000万ということもございまして、いわゆる市街化区域の用地買収も含めて協議をしておりますので、その方については別扱いで市街化区域の面積も含めて協議をさせていただいているというような状況でございます。

そして、次はP&Gでございますけれども、21年度につきまして、これにつきましては、用地買収並びに補償につきまして、平成21年度にすべて完了、協力いただきまして、既に完了いたしておりますので、P&Gにつきましては、もうすべて事務は完了したというふうにご理解を賜りたいなと思っております。

それと、JRの錦織寺道の跨道橋、現在高さが非常に低いということでございましてけれども、ご存じのとおりあそこは非常に老朽化しているといえますか、当初の石積みになってございますので、それをコンクリートで補強するということは、私も当初平成15年ぐらいに県にも交渉、地元と一緒に交渉に行っていましたので、当初の説明のとおり、そういったコンクリートで補強工事を行いまして、当然、供用開始後も存続をさせていただくということでございます。ただ、あの石積みを撤去するわけにはいきませんので、当然あの中にコンクリートを補強するということでございまして、より幅については狭くなる、高さについても狭くなるということはお承知おきを願ひたいなと思っておりますので、これにつきましては、当初の地元の強い意向がございましたので、存続という形で進めさせていただいております。

そして、先ほど出ました小篠原上屋線の取りつけでございますけれども、あそこにつきましては、ちょっと変則的な形で、当然縦断勾配の高いところに取りつけていくという関係もございますので、今の設計で考えますと、やっぱり隣接する農道から約2メートルから3メートル高くなるという予定でございますので、それにつきましても24年の完成予定というふうに伺っております。

次には、鴻池運輸でございますけれども、先般、たまたま私が担当が全部おりませんときに、鴻池運輸の所長さんが見えまして、実は鴻池運輸としてはどう進めていったらいいかということをつらなぐに、率直に尋ねてこられましたので、やっぱり地元の、地元といえますか、きちっと鴻池さんの思いといえますか、クリアできる条件を提示願いたいと。それに伴って県なり市は努力させていただきますということをお話をさせていただきました。そういったことで、鴻池運輸の条件が出されました。今、それに向けまして、県と市がそういった代替地を取得ということもございますので、そういったものの条件面を鋭意クリアするように事務を進めておるといような状況でございます。

大体それぐらいかなと思っておりますので、以上ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 中島議員。

○13番（中島一雄君） それでは、再々質問をさせていただきます。

先ほどスタートのときにちょっとつまづいたような感じですがけれども、私はあくまでも今ご回答いただきました具体的な理由ということも入っておるし、完成に向けての状況とか事柄、解決方法ですね、それと解消方法ということをお尋ねしておるわけですから、何も私が質問書に書く必要がなかったとかは言いませんけれども、それは当然今までの継続がありますので、経緯がありますので、ご理解されているという考えで私は申し述べたわけでございますので、ご理解願いたいと思います。

それと、今もご回答がございました、いわゆる錦織架道橋ですね、あれは本来、公安委員会が閉めると言ったんですよ。それは困ると。こんなところをされたら、上屋とかあの辺の利便性に、田んぼ行くのもそんなことえらいこっちゃということで、県のほうに、交通部長に私は何人かの団体で直接会いに行きました。その当時、そんなこと閉めたら、地元の用地買収を一切応じひんと、もう野洲中主線落ちますでというようなことまで言ったんですよ。そういう経緯がございますので、今おっしゃっていただいたことを、平成24年度完成、25年3月ですね。残り2年半ぐらいですけども、ぜひ実現に努力をお願いしておきます。

どういふんですか、この道路は県道でございますし、市にとりましてもJRで分断されている国道と琵琶湖方面を結ぶ極めて重要な道路でございます。県において現在設定されている工事の完成予定時期で、この工事の完成と供用開始を目指しまして、市としても全力を挙げて取り組んでいただくことを改めてお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩をいたします。再開は10時20分といたします。

（午前 9時57分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第2号、第7番、矢野隆行君。

○7番（矢野隆行君） 7番、矢野隆行でございます。私は12月定例会におきまして、3点につきまして質問させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、衰退続く日本農業対策と新規就農への挑戦はという題でさせていただきます。

公明党の山口那津男代表が党大会では、日本の就農人口が5年前に比べまして、22.4%も減少していることから、今後の5年間で数万人規模の新規就農を促す国家的プロジェクトを提案しております。そこで、就農人口全体が減少の一途をたどるこの中におきまして、25年ぶりに年間新規就農者が200人を超えた山形県の新規就農支援に努める後藤農園の取り組みを紹介しております。

この中におきまして、やっぱり肥料をまいたほうがいいでしょうかという質問に対しまして、山形県飯豊町では、昨秋新規就農した長谷川孝さん夫婦の質問に対しまして、近隣する後藤農場の代表取締役であります、昨年まで長谷川さんを就農研修として指導してきた後藤隆英さんは、「この色づきだったら、その必要はないよ」という助言を与えております。長谷川さんは神奈川県から移住して2008年9月1日、1年間後藤農園で研修を受け、昨年9月に独立をしております。現在は夫婦2人でハボタンやアスパラガスの栽培などに取り組んでおります。妻の弘子さんは農業は全く初めてだったのでわからないことだらけで、でも後藤さんの農場の方に教えていただきながら何とか今やっておると語っております。

このように後藤さんが就農希望の研修生の受け入れを始めたのは、1997年のことで

ありまして、過疎化が進む飯豊町を再生させるために、就農者の増加に取り組もうと決意し、独自で始めたそうであります。研修対象は20歳から30歳代で、若い力による農業の活性化を目指しております。これまで東京や大阪を初めとする、全国各地で31人の研修を受け入れ、このうち25人が新規就農を果たしております。

研修生は1年間、後藤農場の従業員として働きながら、鉢花7から8種類の栽培や出荷の方法などの研修を受けます。その後、独立を希望する人は、町内の土地を借りて就農するという仕組みであります。この町でも賃貸補助や園芸ハウスの取得費、農地の賃貸料への補助など、独自の支援策を実施しております。独立に当たっては、農地代や設備費など、開業資金がかかる上、就農してからも作物を出荷して売上を得るまでの間は本当に収入がないため、一定の資金が必要になります。また、作物の販路を確保することも新規就農への大きな壁となっております。

そこで、この後藤農場では、研修生に1棟の園芸ハウスを与えまして、自由に作物を栽培して販売させることで、独立と同時に収入が得られるよう支援しております。また、この後藤さんがみずから立ち上げた卸・販売会社で販路を確保し、一定の価格で販売できるようにしております。このように後藤さんは「農業はプロとしても本当に厳しい仕事でありまして、たとえ独立しても作物につく値段が安ければ仕事を続けられない現実があります。作物の値段が安い今のデフレ状況を早く何とかしてほしい」という声もあります。

国の取り組みとして、例えば農業法人など、就農意欲のある人を研修対象として受け入れた場合には、9万7,000円を1年間にわたって助成する農の雇用事業は、同県で1年間で100人近くの応募があったことから、大きな追い風にもなっております。

この事業におきましては、自公政権時代に成立いたしました、2008年度補正予算によりましてスタートしております。2008、2009年と続けて予算規模を上回る応募が寄せられているという実績がございます。

このように県では今後も就農支援を続け、200人台を維持したいという話もお聞きしております。

しかし、全国の就農人口は減少の一途をたどっているのが実態でございます。農林水産省は、今年9月7日に公表いたしました2010年、世界農林業センサスによれば、就農人口は5年前と比べて75万人も減少しております。パーセンテージでいきますと、22.4%でございます。このように260万人まで落ち込んでおるといことでございます。これは同じ方法で調査を始めました1985年以降、最大幅の落ち込みでありまして、就

農人口の減少に歯どめがかからず、深刻化している現状が浮き彫りになっているのが現状でございます。

そこで、本市につきまして質問させていただきます。

まず1番目に、市長のマニフェストの中に、「もっとワクワク楽しく」とあります。この中で、地域に根ざしました農林水産振興と特産品づくりの推進の状況につきまして伺わせていただきます。

次に、学校教育に地域の食材を活用とございます。お米の需要は進みましたけれども、他の食材の需要が一向に進んでおらないのが現状でございますけれども、この目標をお伺いいたします。

2点目に、本市の、今回質問の中で、新規就農者に対します対策と状況について伺います。

3点目に、市営農園の現状とこれからの取り組みについて伺わせていただきます。

4点目に、農業の後継者対策としてこれからの取り組みについて伺います。

5点目に、耕作放棄地の現状とこれからの対策について伺います。

次に、大きな2点目ですけれども、里地里山の保全活用について伺わせていただきます。

本年は国連で定めました、国際生物多様性年に当たっております。今年の10月には約190カ国の代表が参加いたしまして、名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議、COP10が開催されております。日本は議長国といたしまして、里山を自然と人間の共生を続けてきたすばらしいモデルとして、里山イニシアティブを世界に提唱しております。

しかしながら、日本の里山も今や生物多様性を失いかけている状況にあります。今後は、農業を含めた里山機能の復活と生物多様性保全の取り組みの一層の活性化を図り、里山イニシアティブを大いに発展していく必要が強く今求められているところでございます。

環境省では、里地里山保全活用の展開を図るために、里地里山保全活用行動計画を策定し、9月15日に発表しております。この行動計画では、里地里山保全活用の重要なポイントが示されております。その実践事項が具体的に紹介されておまして、全国各地における地方公共団体、NGO等の取り組みを促進する内容にもなっております。

また、平成20年6月に生物多様性基本法が施行されておりましたがけれども、環境省の調査によりますと、同基本法が地方自治体に求めている、生物多様性地域戦略を作成した地方公共団体は8道県、2政令指定都市、2市町村にとどまっております。全都道府県が策定に着手することを目標としている2012年までの達成が困難な状況にあることが今

明らかになっております。そして、中におきまして、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動促進等に対します法律案が本年の10月8日に閣議決定されております。

その内容といたしましては、多種多様な生態系を有する我が国におきまして、生物多様性を保全するためには、全国的な見地からの取り組みに加え、地域におけるさまざまな主体の連携によりまして、地域の自然的、社会的特性に応じました取り組みが大変重要となっております。

このような状況を踏まえまして、地域における多様な主体が有機的に連携を行う、地域の特性に応じた生物多様性の保全の活動を促進するための地域連携保全活動基本方針の策定及び市町村が作成する地域連携保全活動計画に定めております。当該計画に基づく活動の実施につきまして、自然公園法、森林法、都市緑地法の特例措置を講ずること等の内容となっております。このように、地域における多様な主体の連携による生物多様性の保全のための活動促進に関します法律案として閣議決定しております。

そこで、本市におきますこういった点を3点について質問させていただきます。

1点目といたしまして、本市の里地里山保全活動の現状とこれからの取り組みについて伺わせていただきます。

2点目は、先ほど出ました、本市の生物多様性地域戦略の取り組み、まだ現状できてないと思いますけれども、これの今後の取り組みについて伺わせていただきます。

3点目は、本市におけます、ホテルのすめる河川再生、また魚の産卵の再生の取り組みを現状されておりますけれども、大変重要な取り組みと考えますが、現状と問題点、さらにこれからの目標について伺わせていただきます。

大きな3点目でございます。地域の道路整備と安心・安全な町づくりについて伺わせていただきます。こういったのは定期的に聞かせていただいておりますので、よろしく願います。

地方自治体主体によります犯罪のない地域づくりにつきましては、治安対策を警察による防犯捜査やパトロールにすべて委ねるのではなく、地方自治体が主体となり、警察や地域住民、国と連携し、犯罪のない地域づくりを進めることが大事であると考えております。それにはまず、自治体に犯罪対策の窓口を設置しまして、警察との連携を密にしながら、まちづくりなどのインフラ整備や行政サービスなどにつきまして、防犯の観点を盛り込んだ施策を総合的に推進することが必要でございます。さらに、警察OBや教員OBの地域

防犯、積極的活用や子ども110番の家の普及、地域防犯力の向上が図られるのが必要で
ございます。全国的な今進めておられます、自主防犯ボランティアや防災ボランティアに
よる活動を支援するために、地域安全・安心ステーションモデル事業を全国3,000地
域に拡大されております。

これらの対策も大事であると考えますけれども、また本市におきまして進めておられま
すスクールガードリーダー拡充や、防犯ステッカーの活用、青色回転等を装備しました車
両によります自主防犯パトロールの仕組みづくりのさらなる充実も大変重要であるかと考
えます。

また、生徒たちの保護者は毎日の交通事故や犯罪に巻き込まれないかと毎日心配されて
おられるのが実情でございます。全国的にも子どもは国の宝だと言いつつ、その流れにつ
いてきていないのが実情でございます。子ども安全・安心の環境整備は各地域で行われて
おりますけれども、また子どもの安全・安心を確保するための先進的なシステムやインフ
ラ整備が地域の実情に合わせて必要不可欠と考えます。そこで、今回は子どもたちの交通
事故や犯罪から守るために、また地域住民の生活安心の観点から次の点を伺います。

1点目でございますけれども、通学、通勤路の安全を確保するために、通学、通勤道路
の整備は必要不可欠でございます。次の具体的な箇所について改善の予定を伺います。1
点目、市道三上市三宅までの野洲高校前からの三上コミセンまでの歩道の整備について、
現状とこれからの計画を伺います。次に、県道48号近江八幡守山線篠原駅自治会周辺の
駅までの住宅間の歩道の整備について伺います。次に、安養寺入町線158号のふるさと
農道への交差点への信号機の設置について、現状と計画を伺います。4点目、野洲中主3
2号の北の信号機から東へ250メートルの児童の通学路の信号機の設置についての今後
の取り組みについて伺わせていただきます。

2点目でございますけれども、各自治会の生活道路の整備について、信号機のない交差
点の接触事故が多発している状況がございます。この多くが、見通しが悪かった等がござ
います。さらには、植木が伸びて見えない、駐車違反の車で見えない、こういった解決に
つきまして、カーブミラー等が役に立ちますけれども、まだまだ取りつけていない交差点、
三差路がたくさんございます。前回の質問では、緊急性の高いところから設置するという
回答でございましたけれども、今後の調査の進捗状況と、今後の計画について伺います。

また、3点目といたしましては、子どもがより安全な道や場所を選んだり、ひとりでは
危険な場所に近づかないといった危険回避能力を向上させるため、地域の公園や通学路に

において犯罪に巻き込まれやすい危険な場所を、学校や保護者、地域の住民が連携していくことが重要でございます。そういった中におきまして、今回は通学路の危険な箇所について具体的に質問させていただきます。

先ほども中島議員からも質問がございましたけれども、大篠原地先の角一化成の前の交差点はかなり危険と住民の方から聞いておりますけれども、こういった点の取り組みと今後の計画を伺います。県道48号線、県立野洲養護学校入り口から北へ500メートル下がったところの三差路の危険性、特に中学生、高校生が自転車通学で危険なところを通学しております。こういった点の取り組みを伺います。次に、野洲中学校の通学路でございますけれども、旧中山道から稲荷神社の信号機までが集団で登校しておりますけれども、こういった点の指導と今後の取り組みについて伺わせていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の農業振興に関するご質問のうち、1点目につきまして私のほうからお答えさせていただきます、2点目からは竹内政策監からお答えをいたします。

まず1点目の、市長マニフェストの「地域に根ざした農林水産振興と特産品づくりの推進の進捗状況について」であります。地域に根ざした農林水産振興では、地産地消に関して地域の基礎調査を実施したところ、約4割の方が拠点整備を望んでおられ、現在のところは昨年度新たに立ち上げました「おいで野洲まるかじり協議会」において4カ所で移動販売を行っておりますし、地産地消ツアーを実施するなど情報提供を行っております。

このような取り組みの結果、市内の一部企業において野菜など市内産農作物の消費拡大を図ったところでありますし、ホームページにおいては直売所マップをつくるなど農業水産振興に努めているところであります。

今後は、特産品PRのための販売拠点の整備やアンテナショップの整備など検討を進めてまいりたいと考えております。

また、特産品づくりにつきましては、「春菊娘」や「みかちゃんメロン」など数多くありますが、米粉を使った新たな商品の開発など特産品の推進にも努めているところであります。

次に、学校給食についてであります。学校給食での米以外の食材のうち、生野菜の本年度実績といたしましては、昨年以上の実績を上げるため、市内の生産団体等へ積極的に発注をかけたのですが、今年の夏の連日の酷暑による天候不順が野菜の病気を引き起こした

ため、納入が困難となり、見積書の提出を断念されることが相次ぎました。

そのため、昨年度の同時期の4月から11月までの間で3.8トン余り市内産野菜を使用していたものが、本年度はわずか0.9トンしか使用できず、野菜使用量全体から見た市内産野菜の使用割合は12.4パーセントにとどまるという厳しい結果となりました。

こうしたことから、以前の議会でもご答弁申し上げましたように生野菜の安定供給には現状では問題があり、今後も大幅な拡大は困難な状況にあります。

また、地元漁業関係者が漁獲した湖魚、琵琶湖の魚であります。これの使用につきましては、直接納品は品質管理面等で不安があります。しかし、地元漁業関係者との協議の中で滋賀県漁業協同組合連合会を通してであれば納品が可能であることが確認できましたことから、本年度から県漁連を通して地元漁業関係者が漁獲した湖魚が納入可能となり、一定の成果が見られたところであります。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、農業振興は極めて重要な課題であり、野洲においても全国に誇れる農業を実践しておられる方もあり、こういった現状を直視し、今後、現在検討中の農業振興指針におきまして、真に力強い野洲の農業振興のための仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、矢野議員の衰退の続く日本農業対策と新規就農への挑戦はというご質問のうち、2点目から5点目まで私のほうからお答えさせていただきます。

まず、2点目の「本市の新規就農者に対する対策と状況について」と4点目の「農業の後継者対策について」でございますが、新規就農者の確保につきましては、滋賀県農業会議や湖南地域農業センターにおきまして情報の提供及び相談を受け付けているところでございます。

本市におきましても、こうした機関や滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課、おうみ富士農業協同組合と連携しながら、農林水産課において個別の相談にも応じているところでございます。

また、今年度に入りまして、39歳以下の青年就農者で新たに3人の方の経営改善計画を認定いたしまして、認定農業者となられ、若手の農業後継者として水稻や施設野菜の栽培に取り組んでおられる状況でございます。

なお、40歳前半の方でもう2名、今年度におきまして就農に取り組んでおられる。昨

年度におきましては、3名の方がこうした状況になっているというふうな状況でございます。今後は、農業所得の拡大と農作物をつくる喜び、営農への意欲が湧いてくるような魅力ある農業を目指して、新規就農者や若い後継者がこれからも育っていくよう、関係機関と連携しつつ積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「市営農園の現状とこれからの取り組み」についてのご質問でございますが、本年4月に長島地先にて、野洲市民農園を46区画整備し開園をしたところでございます。

利用については、市広報やホームページ等により募集をしているところでございますが、現在5区画の応募があり、利用者が耕作をされておられます。

今後さらに応募が進むよう、改めまして市広報やホームページ等による募集や、農園のPRも兼ねて、周辺の道路沿いに「利用者募集中」の看板を設置し、利用者の募集を進めてまいりたいと考えております。

市民農園は、都市住民に、食育や食べ物の大切さを改めて知っていただき、より農業を理解していただけるものであると考えております。

次に、5点目の「耕作放棄地の現状とこれからの対策について」のご質問でございますが、農用地区域内全体で16ヘクタール耕作放棄地がございまして、このうち水田は7.6ヘクタール、畑地は8.4ヘクタールでございます。

また、本年度の耕作放棄地全体調査、及び農業委員会による遊休地状況調査、農地パトロールでございますが、を11月に実施したところ、現在集計についてはまだ至っていないところでございますが、大篠原地先、サギツボの地先でございますが、これに作付けに向け草刈を行うなど、作付けが再開されているところも確認をしており、また野洲川廃川敷地の畑地におきましても利用が進んでおります。

しかし、今日の厳しい農業情勢の中、圃場整備が完了していない耕作放棄地への耕作者の見つけ出しは困難であることから、圃場整備が完了している優良農地を守る対策を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のご質問の里地里山の保全活用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問については、以前は、薪炭林、薪や炭の原料を生産する目的としている森林でございますが、薪炭林などを利用されてきた野洲地域の里山ですが、生活様式の変化や担い手不足などにより、人の手が入らず、タケ・ササ類の侵入や灌木の繁茂などによ

り荒廃が進んでいる現状が多く見られます。集落を取り巻く農地やため池など、里地においても同様に管理の担い手の高齢化が問題となっております。

そうした中、従来の農林漁業者や地域、自治会だけでなく、市民や企業のボランティアといった新たな主体も参画し、里山や河川の保全活動が行われるようになってきております。例えば、漁業協同組合と生産森林組合が協働して実施している漁民の森づくり事業や市民ボランティアによる琵琶湖岸や河川の清掃活動など、行政も含めた多様な主体の参画による活動が実施されています。

今後も市民・企業・行政の協働により、里地里山の保全に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

2点目のご質問につきまして、「生物多様性地域戦略」は、生物多様性基本法に基づき、都道府県及び市町村が、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関しまして定める基本的な計画であります。同基本法において策定は努力義務とされていることから、現在、本市では策定の予定は立てておりません。

しかしながら、野洲地域の特色ある生物多様性の保全として、先にお答えいたしましたように、里山保全のほか、びわ湖岸におけるヨシ群落再生事業の実施や魚のゆりかご水田の推進なども行っているところです。

また来年度、野洲市環境基本計画の中間見直しを進めている中で、新たに生物多様性の観点からもこの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

まず、ホタルのすめる川づくりについて、現在、環境基本計画に基づき、4自治会と1企業がホタルの飼育に取り組んでおられるほか、市内で川づくりに取り組んでいる11団体と連携を図っているところでございます。

次に、魚の産卵場所の再生ですが、フナやナマズなどが水田に遡上し産卵してきた習性を再現した魚のゆりかご水田については、平成22年度は5地区23.1ヘクタールで実施されています。また、琵琶湖岸において魚の産卵場所となるヨシ群落の再生については、平成19年度から市民団体との協働により実施し、平成21年度までに延べ約3,000平米に植栽を行いました。

こうしたような取り組みの趣旨への理解は次第に広がってはいるものの、今後さらに多くの市民に参画いただき、取り組みを発展させてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 皆さん、おはようございます。私のほうから、続きまして、矢野議員の「地域の道路整備と安心・安全のまちづくりについて」の第1点目のご質問のうち、信号機の設置についてのご質問にお答えをいたします。

まず、県道野洲中主線と市道中北江部線交差点につきましては、地元からの要望を受けまして、また通学路でもありますことから、市といたしましても必要性を認識しております。以前から守山警察署へ設置要望を続けております。しかしながら、目下のところ設置の見込みはございません。滋賀県内では、現在600件以上の信号機設置要望があり、野洲市内でも43件の信号機の設置について、危険度や交通量等を勘案し、優先順位をつけて要望しております。

このような状況の中で、滋賀県下の設置数につきましては、今年で20カ所、来年度も20カ所の予定と聞いております。県下において、このように厳しい状況があることをご理解いただきたいと思います。

次に、県道安養寺入町線と市道大篠原入町線交差点につきましては、県道安養寺入町線の道路改良とあわせて設置していただけるよう引き続き要望してまいります。

なお、いずれも事故多発地点というご指摘でございますけれども、守山警察署に確認をいたしましたところ、県道安養寺入町と市道大篠原入町線交差点につきましては、今年、数件の出会い頭の人傷事故が発生しておりますけれども、その他の交差点につきましては、人傷事故は発生しておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、矢野議員の「地域の道路整備と安心・安全のまちづくりについて」のご質問の都市建設部に関係いたしますご答弁をさせていただきます。

まず、1点目の市道三上市三宅線の歩道整備予定についてでございますが、この区間につきましては、平成21年度に開渠の水路を整備いたしましてコミセンみかみから国道8号までの区間で歩道整備工事を完了いたしましたところでございます。地元からの要望で、国道から大中小路までの整備に対する要望はありますが、平成21年度の三上学区の行政懇談会でもお答えさせていただきましたとおり、当区間は道路幅員等を考え合わせますと、用地買収並びに物件移転補償が必要となりますことから、歩道はできない旨申し上げてお

りますのでご理解を賜りますようお願いをしたいと思います。

次に、主要地方道近江八幡守山線の歩道整備に関する質問にお答えいたします。

主要地方道近江八幡守山線の光善寺川新橋から近江八幡市の行政界までの歩道整備につきましては、管理者であります滋賀県におきまして、平成18年度には、光善寺川新橋から駅方面へ約180メートル、19年度には篠原駅前自治会館前から穴田川付近までの約200メートルの区間が整備され、供用されているところでございます。

今年度も継続して予算化していただいておりますが、残された約270メートルの歩道未整備区間につきましては、引き続き強く要望するとともに、未買収用地の協議を進めるなど、関係機関と連携いたしまして早期実現に向け努力してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目のカーブミラーの設置についてでございますが、昨年度の12月議会でもご質問をいただきました。今年度のカーブミラーの取り付け進捗状況は、新規要望が18カ所のうち、9カ所について必要と判断し設置をいたしたところでございます。

その他のミラー交換や修繕につきましても6カ所を実施いたしております。今後におきましても、それぞれ現場確認を行いまして、緊急性の高いところから順次整備を進めてまいりたいと考えておりますが、カーブミラーは現場状況によりまして、目視が困難な場合に限り、視界を確保する補完施設でありまして、カーブミラーのみに頼り一旦停止を怠り、事故が発生したという事例もございますことから、設置に際してはその必要性を十分検討した上で対応してまいりたいというふうに考えておりますのでご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、続きまして、矢野議員の「地域の道路整備と安心・安全のまちづくりについて」の3点目のご質問の中の「通学路の危険箇所に対する学校の対応について」お答えをいたします。

市内の各校では交通事故の防止を目指すとともに、防犯上好ましくない状況の点検に努めるなど、犯罪の未然防止を大切にして通学路の安全点検を実施しております。

まず、大篠原地先の県道「野洲中主線」と市道「西出石仏線」との交差点、いわゆる角一化成前の交差点がございまして、これにつきましては、県道側の通行車両も多く、さらには、通学道路である市道においても近年はこの道を「抜け道」として利用するドライバ

一が増えております。そのため小学校では日ごろから登下校時に左右の安全確認をしっかりとするように指導しております。

また、年4回の地域別児童会を実施しまして、登下校における安全意識を高めるとともに、スクールガードや民生委員による登下校の支援をお願いしております。

次に、県道近江八幡守山線の高木地先にあります、市道1号線と市道高木本線が交差する三差路につきましては、坂道の途中にあり、横断するのに信号機がございません。そこで中学校では、年度当初に通学路の確認とあわせて危険箇所における安全な行動のあり方について指導しております。

また、中学校教職員とPTAとが連携し、ご指摘のありました箇所について立ち番をするなどの交通指導を実施しております。

なお、市としましては、ここへの信号機の設置についても、引き続き公安委員会へ要望を続けてまいります。

最後に、小篠原地先で、県道停車場線から旧中仙道に入ります市道8号線で、新幹線下から稲荷神社信号機までの野洲中学校の通学路の区間につきましては、道幅が狭いことに加え、時には自動車の速度超過や、一方通行違反も認められております。中学校では、月に2回の交通指導の他に、毎日下校時には旧中山道に教職員が出て下校指導を行っております。さらに、防犯の視点から日没までには下校させるように指導しております。

今後も家庭・地域と連携して児童生徒の登下校の安全確保と子どもたちの交通安全意識の高揚を図るとともに、市としましては、運転者への交通ルールの徹底とマナーアップの啓発に努め、より一層事故防止を強化してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○7番（矢野隆行君） 詳しい説明ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきますけれども。

1点目の農業関係でございますけれども、このアンテナショップというのが出てきていますけれども、これは具体的にどういったので考えておられるか、こういった点についてお伺いさせていただきます。それと、今回学校給食、市長も答えていただきましたけれども、3.8トンから0.9トンになってしまったという、地場産であるという、不手際というか、そういった環境に左右されるという状況の中でそういったことになるわけでございますけれども。

先日、株式会社マイファームラボというのが、竹生地先に来ておりますけれども、ビニールハウスが28棟ございます。こういった点を見ても、これからの給食活動にはこういったビニールハウスも利用して、民間と連携しながら、こういった取り組みが必要と考えますけれども、そういったのを考えておられるのか、そういった点も伺わせていただきます。それとあと、後継者が2名、3名ですか、できているということでございますので、大変うれしいことでございますけれども、なかなか継続していくことが大変でございますので、こういった方のこれからのバックアップというか、そういった点を見ていってほしいのですけれども、こういったふうにそういった後継者のバックアップをしていかれるのか、そういった点もお伺いさせていただきます。

耕作放棄地はこういったパトロールをしながら見ていただくのは大変いいことだと思いますので、今後もこういった点は続けていってほしいと思います。11月の作付け等がまだ出てないことなので、これがまた出たら教えていただきたいと思います。

2番目ですけれども、里地里山の保全ですけれども、県の事業でございますので、こういった助成金を継続していく、または県のほうがなくなった場合に、市としてどう取り組んでいくのか、こういった点も伺わせていただきます。

それと、2点目の生物多様性の戦略の取り組みといたしましては、国としては、10年計画の5年目に入って、市としてはまだまだこれからだということでございますけれども、これから連帯してこういったふうに目標を立ててやっていかれるのか、こういった点も伺わせていただきます。

3点目の里山、ホテルとか魚が各自治会等が広がっておりますけれども、これも具体的に、例えばどこでホテルがどれだけふえたよというのが、数値で見ていく必要があるのではないかと思うわけでございますけれども、こういった数値として挙げていかれるのか、こういった点も伺わせていただきます。

3点目の地域安全ですけれども、県に要望するとかいうことで終わってしまっているわけですけれども、例えば1点目の市道小島線ですけれども、三上までの歩道整備につきましては、部長のほうからも実施のほうできませんと、一言で終わっているように思いますけれども、本当にこれでは、野洲の安心・安全は全然行政としてはだめですよ宣言しているようにしか聞こえなかったんですけれども、もっと市民に対して責任ある対応をしてほしいんですけれども、こういった点、ちょっと見解を伺います。

あと、野洲駅から北口の市三宅までの三差路でございますけれども、一応地元にはどの

ように説明されておられるのか、こういった点もちょっとお伺いさせていただきます。

それと、県道48号線ですけれども、本当に地元に行くたびにいろんな話を聞かせていただくわけでございます。篠原駅前自治会周辺の駅から住宅までの間の歩道整備につきましては、本当に住宅ができて大方40年ぐらいになると思うんですけれども、懸案事項と聞いております。特に、冬場にかけてまして、夕方早く暗くなるわけございまして、歩行者が全然見えない状況でございます。先日も地元の方からお聞きしまして、篠原駅から自転車で帰る途中に歩行者が見えずに、突然目の前に出られて、それを避けようとした方が自転車で一緒に転んでしまって、本当に後ろからの車に引かれそうになった。幸い事故がなかったとお聞きしましたがけれども。また、あるバスの運転者からもお聞きしてまして、あの道を走るたびに、本当にその日が憂鬱になるという状況でございます。危険な要因を秘めた道路でありますので、本当に早く市民の皆様こういった安心・安全な道路を提供すべきでありますけれども、ここに対しまして、こういった危険性をどのように説明、理解していただいているのか、こういった点もお伺いさせていただきます。

安養寺入町線の158号線は篠原駅の改善に伴うという話でございますので、そういった点もしっかり地元のほうに説明していただきたいと思っております。また、野洲中主の32号線の中北の信号までの約50メートルの児童の通学路でございますけれども、本当に僕が心配しておるのは、先ほど中島議員からも質問がありましたように、あと平成24年度に供用開始になるということでございますけれども、子どもたちの安心・安全を確保するためには、国8からの恐らく大型車、こういったのがかなりの量がふえてくると思うんですけれども、そういうのをシミュレーションをした上での話なのか、そういった点も伺わせていただきます。

カーブミラーにつきましては、一生懸命取り組んでおられますので、予算がある限りできたら、できるだけ地元の自治会の要望にこたえていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員から幾つか再質問をいただきましたので、私のほうから全般にお答えをさせていただきます。通告はすべてにわたっておりますので、私が先にお答えした農業以外にも幾つか主要なところはお答えをさせていただきます。

まず、アンテナショップでございますけれども、普通アンテナショップというのは、地方から大都市圏に、地元の産品を知ってもらうというので、例えば東京にとか、そういう

ことですけれども、そういうものではなくて、市内でつくられているものを市民の方がなかなかご存じいただけてないと、そういうことで、今一部そういった施設がありますけれども、それをもう少し整理をした中で、市民と市内の産物をつなぐ場所というもので検討できないかというふうに考えております。

それと、後継者ですけれども、ご指摘のように、意欲はあっても成り立つかどうか、これは規模の問題とか、あるいは技術の問題があります。農業の場合、従来は農業者がすべてをやってきておられるわけです。生産をし、経理をして、販売をします。広報、販売。そして、農業といってもかなりの技術変化がございますから、どういう肥料を使う、どういう農薬を使うといった技術面、この四つの要素を一人の方でやるというのは困難ですから、そのあたりをいかに市が支援できるのか。特に、昨今の野菜等を売ろうと思いますと、市場の動向、あるいは技術開発、そして品種といったノウハウが必要ですので、現在県の普及員制度が形が残っておりますけれども、もっと野洲の中で野洲の農業を知った、技術的な支援ができるかどうか、そのあたりも検討していきたいというふうに思っております。

それと、道路の安全はほっておきたいわけではございません。徹底的にやりたいのですけれども、中でいっぱい議論をしまして、なぜお金のあるときにやられてないのか、今できた課題を今しようとしているわけではなくて、昔からの課題です。特に、三上の道路でございますけれども、用地の買収が伴うのと、住居の移転まで伴います。今、野洲が抱えている事業、耐震対策、クリーンセンター、それとご要望いただいております、いろんなワクチンとか医療の支援もやっていきたいと思っております。財布を考えると、どこに優先的にお金を充てるのか、そういう議論の中で困難という正直な答弁をしているわけですし、やらない、やりたくないのじゃなくて、優先順位からすると困難かと。

それと、ご指摘のように、危険な場合を見てますと、私も毎日歩くか自転車か、そして休みの日は自分の車で公務、動いてますが、やはり運転者が人を見たらもっと気をつける。運転し放題、先のごみの話と一緒にすけれども、ごみ捨て放題で何とかせいというのはなしに、やはりこれからは横断歩道で人が渡っておられたら、とまる。横断歩道に人が立っておられたら徐行して気をつける。そして、狭い道で飛ばさない。そして、一たん停止をすると、これはやっぱり免許を持った市民の責務として、子どもたちの安全を守るという合わせ技でやっていただかないと、施設だけで頼るという時代ではないと思っておりますので、決してやりたくない、やるつもりがないということではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、私のほうから答弁させていただきます。

○議長（立入三千男君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫君） 矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

農業関係の大部分については、市長のほうからご答弁をいただいたとおりでございます。なお、耕作放棄地につきましては、全体調査や遊休農地の農地パトロールの調査結果が出ましたら、また全員協議会等でご報告をさせていただきたいというふうに思います。

2点目の里地里山の保全活用問題についての再質問でございますが、こうした取り組みについては、短期間で成果が出るものではございませんので、継続していくことが大事だというふうに思いますので、県の補助がなくなったらどうするのかというふうなことが、市としても前向きにとらまえていきたいというふうに考えております。

2点目の生物多様性の目標の件でございますが、本市といたしましては、計画の策定の予定は、先ほどもお答えいたしましたようにございませんが、来年度環境基本計画の中間見直しを行います。こうした中で、新たな生物多様性の観点からも取り組みを進めたいと考えておりますので、その中で議論をしてみたいというふうに思っております。

3点目の里山やホタルのどれだけされておられるのか、増えてるかというふうな数値化のことでございますが、評価をする上で、客観的判断とする上においても、数値化し、データとして可視化をすることが必要なことであるというふうに考えておりますので、可能な限りそうした方向で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 矢野議員の信号機に関する再質問にお答えをいたします。

まず、市道北口線と市道小南市三宅線とのT字路の信号機の設置の件でございますけれども、このことにつきましては、毎年北野学区の自治連合会の行政懇談会におきまして、継続案件として要請が出ております。市といたしましても、交通量がますます増大して、必要性が十分と考えてございますので、引き続き住民の方の事故防止のために要望してまいりたいと思います。

あと、ほかの県道野洲中主線と市道中北江部線、そしてまた県道安養寺入町線と、市道大篠原入町線の交差点につきましては、県道の整備につきましては、県の道路整備アクションプログラムに位置づけをされておりますので、公安委員会としても交通量等の予測は十分されているところでございます。市といたしましても、このようなことからより積極

的に要望を続けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、矢野議員の都市建設部に所管いたします再質問についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の三上市三宅線につきましては、市長からお答えをさせていただいたとおりでございます。

2点目の県道の近江八幡守山線の安全対策ということでございますけれども、これにつきましては、昨年の12月に光善寺川橋付近で死亡事故が発生いたしました。この安全対策につきましては、当然管理いたします県並びに本市の生活安全課並びにうちの都市建設部の国県事業対策室と地元と交えまして会議を開催いたしました。安全対策について検討を重ねたところでございます。その一環といたしまして、歩道の整備がなされるまでの安全対策といたしまして、グリーンベルト、いわゆる側部をちょっと緑色に塗って安全性を強調したり、また路面反射板の取り付けなどを施すことによりまして、安全対策を高めさせていただいたところでございます。ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それと、大篠原地先の通学路、これはシミュレーションはというご指摘がございました。この大篠原地先のいわゆる角一化成前の交差点につきましては、先般の篠原学区のPTAからもあそこの安全対策、当然信号もさることながら、歩道橋設置をという要望もございました。その件につきましても、県に対して要望させていただいたところですがけれども、やはり投資に見合う効果といいますか、こう言うところと語弊がありますかもわかりませんが、いわゆるあれだけの横断歩道橋を建築いたしますと、何億というような投資が必要でございますので、そういった観点から今のところは考えていないというような状況でございます。

いずれにいたしましても、特に交通安全対策につきましては、信号がまず第一でございますけれども、これにつきましては、今、市民部長からお答えをさせていただいたところでございますけれども、特に道路新設につきましては、過年度の今までの地元の状況によりまして、やっぱり道路整備の際にはということ、強く私どももお答えさせていただいた経過もございますので、その点も踏まえまして、市民部と連携をしながら、より安全対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 矢野議員の再質問の中の学校給食での食材の中で、ビニールハウスの作物を活用してはというご意見をいただいております。これについてお答えをさせていただきます。

以前からご答弁申し上げておりますように、給食センターでは、市内の野菜等の供給につきましては、常に門戸を開いておるという認識をしております。そこでご提案がございましたビニールハウスものでございますけれども、その品種とか収穫時期、そういったものの関係もございますので、給食センターの需要と、それと供給のバランスが整いましたら、活用をさせていただきたいなというふうに思っております。なお、地産地消という観点に立ちますと、農業法人さんの場合は市内企業であるかどうかというのも一つのポイントになるのではないかなというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○7番（矢野隆行君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第3号、第10番、市木一郎君。

○10番（市木一郎君） 第10番、市木一郎でございます。それでは、一般質問を行います。

高齢者福祉についてですが、まず初めに、あと数年で戦後ベビーブーム世代、いわゆる団塊の世代が65歳を迎えます。今後ますます高齢化していく我が国ですが、本市においては現状をどのように認識されているのか。また、現在大変厳しい財政状況にありますが、中長期的にはどのように取り組んでいかれるのかお考えをお伺いしたいと思います。

次に、介護サービス中の施設整備についてお伺いします。

本市では、特別養護老人ホームが3カ所、定員が130人、待機者300人、老人保健施設1カ所、定員100人、待機者80人、グループホームが開設予定を含めて2カ所、定員36人、待機者一、二名。デイサービス施設が17カ所、ホームヘルプが5カ所とお聞きしていますが、近隣市の状況と、人口5万人の市における施設サービスのあり方に対するお考えをお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市木議員の「高齢者福祉について」のご質問にお答えをいたしま

す。

まず、第1点目の高齢者福祉の現状確認についてであります。本市におきましても、高齢化率は年々上昇しており、ご指摘の「団塊の世代」が高齢期を迎える平成26年には、現在の20%弱の高齢化率が23.3%と予測されております。このようなことから、超高齢社会に向けた高齢者施策は重点施策として位置づけ取り組んでいく必要があると考えております。

また、中期的な取り組みとしては、一番危惧いたしておりますことは、急速に進む高齢化に伴う介護の問題であります。

介護保険制度は、平成12年度にスタートして10年目となりますが、全国的にも当初に比べ介護給付費は高齢者の増加とサービス利用の増加により年々増加しており、当初の2倍以上となり、制度そのものの維持が困難となってきております。

本市におきましても同様の傾向にありまして、特にサービス給付費では、訪問看護、デイサービス、ショートステイなどの居宅サービスが伸びている状況です。

国におきましては、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画の検討がされており、必要な財源確保のため、高所得者の自己負担割合の引き上げや在宅サービスに必要なケアプラン作成の費用を徴収するなどの案が検討されているところであります。

さて、現在介護入所施設の待機者は、市内介護施設でご指摘のように合わせて350名ほどおられます。入所できる人数は年間で十数名であることから、在宅サービスを利用しながら、入所待ちをされているという状況であります。要介護者にとっては、住みなれた居宅で暮らしたいとの思いも強いと思いますが、家族にとっては精神的、肉体的にも介護の負担は大きく、解決しなければならない深刻な問題だと受けとめております。介護保険の仕組みは、介護保険料の負担を求めることで必要なサービスを提供していこうとしてスタートしたものの、現状では必要な施設サービスが十分に受けられないという大きな問題に直面しており、このことを深く受けとめ、対応を考えなければならないと考えております。

一方、待機者約350名をすべて受け入れるためには、現在の市内介護施設の市内と市外の入所者割合は、市内が5から6割という状況からしますと、新たに700名規模の入所施設が必要となり、65歳以上の保険料は大幅負担増となります。ちなみに、試算をいたしますと、標準負担月額4,390円に1,230円をプラスするということが考えられます。このことは市の財政的な問題というより、現行の制度では市民負担が過大になり、

到底実施が困難と考えております。

なお、待機者の中には、なかなか入所できない現状から、将来を見据えた申し込み者もおられると予想されることから、その実態を十分把握できていない状況であります。入所判定時には、介護の有無、ひとり暮らしかどうか、介護度はどれくらいか、現在、在宅か施設か病院かどこにおられるのか、家族全員が65歳以上の高齢世帯か、介護者の状況、これは就労か育児かといったことをございますが、また認知症の状況、介護者の意見、ケアマネージャの意見などにより点数化して入所判定が行われているものの、必要な入所施設数は、待機者の実態と在宅サービスの充足度などを加味して今後の施設計画を作成しなければならないと考えております。

このほかには、高齢者が生き生きと元気な生活を送れるよう、生きがいつくりや健康づくり、介護予防への取り組みを進め、特にひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加への対応や認知症高齢者対策、高齢者虐待防止対策などへの取り組みも重要な課題であると考えております。

このためには地域の協力がぜひとも必要であり、要介護高齢者であるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、また認知症高齢者の見守りなど地域で孤立化しない支援をお願いしたいと思っております。また、老人クラブや民生委員におかれては、友愛訪問による声かけや地域でのサロンでの支援をいただいております。

また、団塊世代の方には、さまざまな社会経験を積んでおられる方も多くおられることから、地域福祉の推進役として役割を担っていただくことを期待するとともに、ボランティア講座などの開催により、地域とのかかわりを深めていただけるよう進めてまいります。

また、高齢者にかかわるあらゆる相談の総合窓口として設置した、地域包括支援センターの相談支援機能を一層高め、超高齢社会に対応した介護予防事業への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（岩井 敏） それでは、市木議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

近隣市における介護施設の整備状況並びに人口5万人の市としての介護施設サービスのあり方についてのご質問でございますが、まず湖南4市におきます「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」の介護3施設の入所定員数で比較をいたし

ますと、草津市が605人、栗東市が240人、守山市が280人、そして野洲市が230人と、このようになってございます。これをそれぞれ市の人口で割りますと、湖南4市の全体の平均では0.43%で、本市は0.46%と、少し上回っております。草津市の0.48%に次ぐ状況にございます。

次に、人口5万人規模の市における介護施設の状況では、県内では湖南市と高島市が同規模でございまして、湖南市が373人、高島市が400人と、両市とも本市に比べ定員数は上回っている状況にございます。

特に高島市については、5町1村の広域合併もあって、合併前に、それぞれのまちで介護施設の整備が図られた、こういうことも要因にあるかと思われまます。

本市においては、高齢化が進む中、可能な限り住みなれた地域で生活が継続できるよう希望する高齢者も多く、核家族化の進行により老老介護が増えている現状を考えますと、今後、在宅介護の充実が重要であります。そのためには、24時間体制で在宅介護を支えられる環境整備が必要であります。また、施設整備につきましても、大規模な施設整備を進めるのではなく、住みなれた地域で介護サービスが身近に受けられるよう、地域密着型の小規模な介護老人福祉施設や認知症グループホーム等の整備を進める必要があると考えております。いずれにいたしましても、今年度実施いたします日常生活圏域ニーズ調査の結果も踏まえまして、来年度の第5期介護保険事業計画の策定時に検討をしてみたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） それでは、再質問を行います。

ただいまはるるご説明をいただきましたが、いずれにしてもあと数十年で団塊の世代は75歳を迎えます。現状で待機者がいるわけですから、この10年間ぐらいの間に何らかの施策が必要なのは予測が立つと思います。そこで、現在遊休地である旧野洲町の給食センター、旧中主町の給食センター、旧分庁舎等への各種介護施設の誘致を計画してはどうかと考えますが、お考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） それでは、市木議員の再質問にお答えしたいと思います。

遊休施設の活用ということでございまして、旧の野洲の給食センター、あるいは中主の給食センター、あるいは旧分庁舎というご質問でございしますが、旧分庁舎につきましては、

全員協議会等でも応募結果、あるいは途中経過等でご報告もさせていただいたとおりでございます。市としての利活用は考えてないというか、民間に委ねていきたいということで、公募もしたわけでございます。全協でも報告させていただいたところでございます。

それと、給食センターの活用ということでございますが、これも全協でも市有地の売り払い可能な財産ということでもご説明を申し上げたというふうには思っておるんですけども、旧の野洲の給食センターについては、約4,000平米ぐらいでございます。あるいは、旧中主の給食センターは2,400平米程度の土地、中主につきましては、建物もございます。野洲については、予算もお認めいただいて、除却も終わっているというような段階でございます。このことは、売却で今のところ事務を進めておるということでございます。中主のほうについては、できれば官民確定等の作業が終われば、今年度にも売却を進めていきたいと、こう思っておるのですけども、周辺の方等との境界確定等もございますし、あるいは敷地の中に防火水槽等もございまして、その分筆作業と、今、測量も実施している段階でございますので、早ければ今年度売却を進めていきたいと思っております。そういうことで、方針といたしましては、売却を進めていくというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市木議員。

○10番（市木一郎君） 今、売却ということでございまして、私は10年間を見据えてどうですかというお聞きをしております。それと、市の財政はこんな状況ですから、誘致を計画してはどうですかと、こういうことで質問をさせていただいたわけでございます。

山仲市長は、第一次野洲市総合計画を抜本的に見直されるとされておられますが、その中で今回の質問が生かされることを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩をいたします。

（午前11時33分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第4号、第15番、西本俊吉君。

○15番（西本俊吉君） 第15番、西本俊吉でございます。私は、今回の質問でいわゆる野洲市のまちづくりに関する課題についてのお伺いをしたいと思います。

現在、この市役所を中心といたしました、官庁も含む都心に対しまして、旧中主町の町

役場がありましたあの地域等におきましては、過去今までから何度となく、その住む人のいわば喜び、そういうものを感じられる、安全・安心、そういうものを完備した状態でのまちづくり形成をしていきたい、そういう市庁内の方向性も聞いております。

そこで、私はその地域に生まれ育ち、現在住む一人の市民としての立場からも、この旧の中主町分庁舎の中心を課題とした問題、そういうものについてお尋ねしたいと思います。

先に、全員協議会で報告がありました、中間報告ですけれども、途中経過ですね、これにつきまして、当然行政も真剣に考えていただいて取り組んでいただいていることとは思うんですけれども、このパブリックコメントを初め、12件の提案等がありました。そういう中から、利用困難というんですか、利活用が困難であるという判断から8件が一応審査というんですか、終了し、除くあと残る4件、これらについては、いずれも住宅地開発を用途として進める4件が残っているというところで、これらについては継続的に取り扱っていくということになっております。

そこで、お尋ねしますが、市として今後この4件を中心にしながら、利活用についての議論をなされるのであるか、これはあくまでも中間であって、今後さらなるその地域市民にとりまして、歓迎すべき旧の中主町のシンボルでありました町役場、あの周辺、都市計画が進んでおるのも、その町役場が中心としてなってきた歴史的な経過もございます。その地域を市がどうこうということは無理にしても、何らか民間活力を受けながら、そこに住いする者たち、広くは野洲市民にとって、よい利活用を目指していくという方針でおられるのか、まずこの点について、今後時間をかけながらもやっていくおつもりなのか、その辺のところを確認しておきたいと思います。

そういうところで、私たちはやっぱり市民の立場から考えましたときに、やはり分庁舎の統合、またその分庁舎のとられた跡に、昨年度のいわゆる集中改革プランの中での本社機能としてのこの市役所の一本化、そういうものも理解はしております。しかし、残ったところにどのようなものを持ってこようとされているのか、お伺いしておきたいと思っております。

それから、2番目に大きい課題といたしまして、旧中里地域には、大津湖南都市計画の特定保留地という扱いのままのものが、一応将来開発する計画という前提のもとであります。その土地につきまして、いろいろと市に対しての地域の方々の要望とか、またそういうものをまた市がどうするんやと、逆に説明とかそういうものをされていることは存じておりますけれども、来年度、たしか23年度に大津湖南都市計画審議会でしたか、それが

再度見直し作業に入るといふことも聞いております。市としては、この土地に対してどのような構えを持って対応しようとしているのか、その辺について伺っておきます。

さらに、私は財産を管理し、利活用していくといふことは大切なことであると思ひます。その市民にとっての大きな財産であります、市有地、吉川・八ヶ崎と私らは通称言うのですけれども、マイアミランドの向かい側、2.4ヘクタールだつたと思ひんですけれども、ここは例へば野洲川の右岸を国・県、そういうところからただ払い下げを受けたのではなしに、当時、ある目的のもとで中主町が一般町民税等を使いながら、地主さんとの買取交渉を始めて、地主の了解のもとでいわばそれなりの投資をした土地でもあります。したがつて、非常に景勝的にもいいところでもありますし、いろいろ途中で前市長等もあれがいい、これがいいとはおっしゃつてましたけど、市として積極的にそれならこうしようといふのがまだまだ見えてきてないと思ひんです。したがつて、この辺についてもっと積極的に市有地の利活用についてお考えいただき、有効活用できないかと、そのような考えを持ってあります。

それから、最後になりますけれども、湖南幹線ですな、近江大橋から当初は近江八幡に至るところまでの計画があつたように思ひます。しかし、県も途中で見直しをし、そして守山地先でとまるような雰囲気もありましたけれども、昨年あたりからこの野洲市のほうまで延長しようといふような動きも聞いてあります。今、現実的にこの湖南幹線道路、これについてどこまで進捗しているのか、地元自治会に対しては説明会等も開かれたように聞いているのですけれども、その辺について全体の進捗状況、またこれからの見込み、そういうものを含めてご答弁願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） それでは、西本議員の副都市計画の課題の1点目になりますが、旧分庁舎の利活用についてのご質問にお答えをしたいと思います。

旧分庁舎につきましては、市の施設として必要がなくなつたことを明らかにした上で利活用の提案募集をしたものであります。市として新たに必要なサービスを展開し、活用する施策もなく、さらに財政状況が厳しいこともあり、新たな財政負担となるような利活用はないと判断してあります。

議員ご質問の「住宅地開発を是とする、検討の継続案を凍結し」とのことではありますが、11月の全員協議会でもご報告申し上げましたように、検討の過程において住宅地開発以

外で実現の期待できるものについては、提案者に聞き取り等をさせていただきましたが、実現は困難と判断し、結果として住宅地開発のみの検討継続となったものであります。これも公募による貴重な提案でもあり、有効な案であるため凍結することはできません。

なお、今回公表させていただいたものは、先ほど議員もおっしゃったように、あくまでも途中経過でございます。売り急ぎをするものでもありません。建物ありきでの利活用は難しいと考えておりますが、今後も実現の期待できる新たな提案も含めまして、市民のご理解が得られる方策を丁寧に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、西本議員の質問でございますが、都市建設部が所管いたします2点目の特定保留地と大津湖南幹線道路につきましてお答えをさせていただきます。

まず、特定保留地として位置づけいたしております、野洲市の西河原・小比江地区につきましては、平成14年3月に大津湖南都市計画として決定されております。

計画当時は、錦の里と同様に滋賀県住宅供給公社による一括購入方式での開発を想定されておりましたが、既に実質的には、住宅公社は新たな開発をしないという方針であったことから、事業主体の決定ができず、その後の合併も重なったことから、一時期、中主町時代では休止の状態が続いておりましたが、現在では、組合による区画整理を前提として進めているところでございます。

当地区は野洲市都市計画マスタープランにおいても良好な住環境の創出という位置づけをされまして、現在、組合施行による土地区画整理事業を進めるため、発起人会を立ち上げ具体的な検討が行われており、事業計画や事業費などについて議論いただいているところでございます。

特定保留地として位置づけされることは、必ず市街化区域になるという確約があるものではなく、実現可能な計画や開発手法が決定されるまで、市街化をしないでおくということであり、こういった意味で地権者の主体性にかかっていることは言うまでもございません。

現在の経済情勢から土地価格が下降線をたどっている中で、発起人会として、このまま事業を進めるべきかどうかを地権者に意向確認される必要があることから、12月中に発起人会が地権者説明会を開催される予定でございます。その結果をもとに、発起人会で事

業の可否を判断されることになります。

市といたしましては区域区分の見直しの時期が迫っていることから、時間的に大変厳しい状況ではございますが、さらに政府の食料自給率向上施策が障害となって、農林部局との調整が一層難航している状態です。

こういった中ではございますが、地権者に対しまして、減歩率が高い中、区画整理事業を進めるのか、もしくは事業化を断念されるのか、最終の判断を迫っていきたいというふうに考えております。

続きまして、大津湖南幹線道路の事業計画に対する進捗状況のご質問でございますが、大津湖南幹線道路につきましては、渋滞の激しい国道1号、8号を補完する大津市から草津市、栗東市、守山市を経て野洲市までの18.3キロメートルの4車線の都市計画道路で、国土交通省の道路局所管の道路事業、並びに都市局所管の街路事業として滋賀県が整備を行っていただいております。

また、この道路の整備につきましては、大津から県道守山栗東線、これは琵琶湖大橋の取付道路まででございますけれども、この区間を重点区間として位置づけがなされておりました、平成24年度供用開始が計画目標値として取り組まれているところでございまして、現在、大津市丸の内町、これは近江大橋西詰でございますけれども、そこから草津市野村町までの6.1キロメートルを4車線で供用開始されておりました、草津市野村町から草津市駒井沢東までの1.9キロメートルにつきましては、暫定2車線で供用しておりますが、12月20日に4車線での供用開始を行う予定であります。

また、その先線の計画ですが、草津市駒井沢東から県道守山栗東線、先ほど申しましたとおり、琵琶湖大橋取付道路までの約3.1キロメートルにつきましては、当初目標より遅れておりますが、平成26年度に完了される旨を滋賀県から確認をいたしております。

野洲市内におきましては、計画延長が約3.7キロメートルあり、既に用地が確保されている区間の中でございますので、県道近江八幡守山線から市道上屋西河原線までの約750メートルを暫定2車線で供用開始を既にいたしております。

また、今年度の工事の状況につきましては、市道上屋西河原線から約900メートルの区間を整備の予定であるということを県から確認をいたしております。

本市にとりまして、本路線の供用による効果は大変大きいことから、野洲川への架橋も含め、早期の整備を強く滋賀県に要望しておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 西本議員からご質問の副都市計画と課題の3点目の、市有地、吉川・八ヶ崎地先の活用計画につきましてお答えいたします。

ご質問の吉川字中瀬及び字八丁島地先にごございます約2.4ヘクタールの市有地につきましては、旧中主町において、昭和59年から62年にかけて、当時、県に琵琶湖博物館の建設構想があったことから、当該施設の誘致に向け話を優位に進めるために、地元の理解を得て、先行取得された土地であると承知いたしております。

しかしながら、当初期待されていた思惑が外れ、結果として遊休地となり、その後は各種の県施設や大学関連施設の誘致を働きかけてきたところでございます。

一方、周辺の湖岸エリアは、野洲市湖岸開発株式会社が運営しますビワコマイアミランドキャンプ場や旧野洲川北流廃川敷地の県営都市公園整備など、地域の自然生態的機能の再生と琵琶湖の景観の創造を図る中で、身近に市民が集う自然・環境交流拠点として位置づけ、エリア全体の整備と活用を推進していただいているところでございます。

そこで、現在、順次整備をいただいております県営都市公園の一層の利活用を促進する上からも、道路アクセスや駐車場整備といったハード整備が必要であるため、当該市有地を活用した都市公園整備を図っていただくよう県要望しているところでございます。

今後も、広く市民や地域住民の皆さんのご意見をお聞きする中で、湖岸市有地の利活用を図っていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 西本議員。

○15番（西本俊吉君） 若干再質問をしておきたいと思えます。

分庁舎跡の建物とその土地について、今、中間答申はあくまでも中間であって、今後もその利活用について、よい案があれば、言うならば市として対応していくというご回答であったかなと思います。ぜひとも、やはり地域の人間、市民全体がやっぱり喜べるような施設を誘致していただきたい。そのことだけはひとつ約束を守っていただきたいなというふうな思いでおります。

それから、あと都市計画の特定保留につきましては、組合施行として行われる、我々が現在住いております都市計画は町が丸抱えの状況ですから、どうも地域の人たちにはその辺の時代のことが頭にあるようで、ちょっと行政の指導にもかみ合いにくいところがあ

るかと思えますけれども、やはり一旦そういう計画を持ってやったんです。ぜひともそのことが実現するように、市としても最大限ご指導というんですか、そういう方向でのお取り組みをお願いしたいものと思っております。

それから、市有地につきましては、私が今考えておる頭の中と全く同じ方向であります。緑地公園、ここ四、五日前ですけれども、行ってまいりました。第一期工事のときぐらいしか行ってなくてびっくりしたんですけれども、えっ、ここにこんなにいいものができたのやなと思うぐらい今はスケールも広がっております。全く田舎で静かなところですけども、さらにその公園内においては自然観察とか、それから心の癒し、そういうものに適するような環境になっております。ぜひともあれが湖岸に向かって工事が進んでおります。完成のときには、この現在の市有地が最大限生かされて、いろんなやり方があると思います。もちろん言うならば、来られる方のサービスでもありますし、一つはやっぱり地産地消とかそういうところの活用の仕方もまた出てこようかと思えますし、敷地が多ければそういうことも可能ですし、トータル的に県に働きかけながら、市としての具体案を持って、県に働きかけていただければいいのではないかなと思っております。

それから、今、次に湖南幹線ですね。湖南幹線につきましても、既に、私が一番尋ねたかったのは、県としてこの野洲まで延長するという方向の方針が固まっているのかどうかということですね。確かに、部分的に暫定供用という形で本市の比留田地先あたりからいわば希望ヶ丘線、比江の方向へ向いての暫定供用へご努力いただけてますし、私は非常に喜んでおります。

しかしながら、午前中の討論の中でも出ておりました話ですけれども、県道の野洲中主線というんですか、いわゆる陸橋、跨線橋をまたいであの線が全面開通するときには、非常に8号線から入ってこられるケースというのが、今までに比較にならないほどふえるのではないかと思います。そういうときに、市内住宅地、そういうものを通過して危険な目に市民が遭わないためにも、ぜひともこの大津湖南は、野洲の声としてはできるだけ、野洲川の新しい橋のつけかえ、大変な事業になりますけれども、そういうものを踏まえて、または一部では移転を伴う土地買収も出てきます。その辺も含めて、やっぱり市民の権利、そういうものを守りながらも、しっかりと取り組んでいただくことによって、いわばこの道路はただ単に地域の問題ではなしに、滋賀県の動脈的な効果も出てこようと思えますので、その辺にしっかりと働きかけていただければと思います。この辺を踏まえまして、担当部局なり、または市長からのご答弁をお願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 西本議員の再質問に私のほうから全般的な部分をお答えさせていただきます。

まずは、分庁舎ですけれども、最大限努力をしておりますが、約束を果たしてくれと言われても、約束は、建物ありきでは困難ですが、最大限努力しますということですので、約束とかそういう話ではなくて、皆さん方と一緒に智恵を絞らせていただきたいというふうに考えています。

それと、湖南幹線につきましては、県は野洲市をやらないとは言ってません。どういう形でお聞きいただいているかですけれども、とりあえずめどが立つのが野洲川の左岸まで、守山市域まで。でも、その後も延長ということがあるので、現在暫定供用に、特に去年、今年からはかなり力を入れてくれてますし、市もその分、負担金を出しているという形です。課題につきましては、今もご指摘がありましたように、野洲川の橋が恐らく三、四十億円かかります。その経費をどうするかということで、以前にもご答弁で申し上げたと思うんですが、道路公社のあり方がまだ検討されていますけれども、近江富士大橋が琵琶湖大橋への交通緩和ということになっておりますので、今の湖南幹線は近江大橋、琵琶湖大橋へつながる県の幹線ですので、そういった観点から、道路公社での建設が、近江富士大橋同様できないかということも2年前から提案をしてます。県のほうも一時積極的に取り組んでくれてましたが、国交省からだめだとか言われているという話なんです、そこがすごく不透明でして、先般も嘉田知事にもっとはっきりしてくださいと、本当に国交省に問題があるんだしたら私も直接行きますと言っているんですが、選挙が終わったら責任を持って回答しますということだったんですけれども、いまだもって知事からも副知事からも全然回答がございません。選挙前にはわざわざ担当部長が私に電話をしてくまして、市長の要望はきちっと受けとめているということだったんですが、先般も要望しましたが、ナシのつぶてですが、決してあきらめておりませんので、議員が思っている以上に熱を込めて湖南幹線の早期完成に取り組んでおります。

残りは部長のほうからお答えいたします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、私のほうから西本議員の再質問にお答えさせていただきます。大津湖南幹線につきましては、今、市長がお答えをいただいたとおりでございます、私のほうから特定保留の状況といたしますか、市として指導していただき

という旨がございました。

この特定保留につきましては、先般の中里と兵主の行政懇談会からも出ましたし、先般も発起人の方から強い要請を受けました。ただ、重なる部分があるかもわかりませんが、大変厳しい状況であることは変わりございません。都市計画見直しがちょっと伸びました。24年3月ぐらいまで最終決定ということでございますけれども、この県への最終締め切りは年明けの2月中ということになってございますので、ほとんど時間が非常に状況が厳しいような状況でございます。

それと、もう1点、最終的にこの決定権は野洲市が持っているものではございませんので、県が最終の権限を持っておられますけれども、その一番大きい障害はどこであるかといいますと、これは現在先ほど言いましたが、農林部局、いわゆる国の農林、近畿農政局との調整、これが非常に厳しいような状況でございます。ただ、この厳しい逆風の中ではございますが、市として当然努力はさせていただきたいなと、このように考えておりますけれども、最終的には、先ほど申し上げました地権者の意向なり判断、英断、これが必要でございますので、今さしずめの12月中に説明会をさせていただいて、暮れに迫ったころに説明会をさせていただく。そして、住民の意向を確認させていただきたい。

ただ、一つの目安といいますか、20年3月28日に仮同意の状況といたしまして、当時地権者の同意というのが76%という数字がございまして、それを下回るようでは非常に厳しいような状況だということだけのご認識を願いたいなと。いずれにいたしましても非常に厳しい状況であります。地権者と残り少ない時間を有効に活用して、事業に前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、西本議員からも地元の結束を強くお願いをしていただきたいと思います。と思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 西本議員。

○15番（西本俊吉君） 再質問に対しまして、非常に市長からも前向きというのですか、力強い、我々市民のための行政をしっかりとやるという、そういう決意のあらわれているようなご答弁をいただきました。また、大津湖南につきましても、あとは言うならば、県と国の動き次第ということにかかってくるかもわかりませんが、熱烈なラブコールを送っていただきながら、何とかやはり地域の大きな発展にもつながるかと思っております。そういうところでさらなる努力をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第5号、第9番、井狩辰也君。

○9番（井狩辰也君） 9番、井狩辰也です。私のほうから学校保健についてご質問します。

まず、教育委員会規則の野洲市立学校管理運営規則第31条第1項に、学校には、学校運営を円滑に行うため、企画委員会、保健委員会及び学校安全対策委員会を置くと明記されておられますが、学校運営を円滑に行うための各学校における保健委員会の位置づけ、具体的な役割をお伺いします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、井狩議員の「学校保健について」の一般質問にお答えを申し上げます。

学校における保健委員会の位置づけと具体的な役割についてということでございますが、各学校におきましては、子どもたちの心身の健康や体力の向上を図るということで、そういった組織の要として、学校保健委員会を位置づけておるところでございます。学校保健安全活動の充実と向上を図る上で極めて重要な組織であるにとらえておるところでございます。

また、学校保健委員会は、子どもたちの健康増進を目指す取り組みについて、学校・家庭・地域が協働して実践する上で重要な役割を担っております。

具体的には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師や保護者の方々などから、保健安全指導につきまして、その進め方や、学校環境のあり方、あるいは家庭や地域における保健安全活動の進め方などについて広く意見をお聞きし、学校の取り組みの充実を図っておるものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） ありがとうございます。

今、ご答弁にもあったんですけど、学校保健安全活動の充実を図る上で重要な組織であるということなんですけれど、各学校における保健委員会の開催状況をお伺いします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 各学校の保健委員会の開催状況でございますが、学校保健委員会に関する規定を設けまして、毎年1回から2回、開催をしておるところでございます。

ただ、昨年度は2回開催をしている学校が半数近くになるわけでございますが、残念ながら、いろんな委員さん、あるいは学校の日程の都合によりまして、昨年度開催されなか

った学校がございます。今年度は例年どおり開催する予定となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） ありがとうございます。

日程の都合で開催できなかったということなんですけれども、やはり野洲市として重要な役割を担っているということなんですけれども、委員会なんですけれども、やはり日程だけで開催されないというのは、私も保護者から保健委員会が開催されていないということを開きまして、今ご質問させていただいているのですけれども、やはり保護者の方としては納得できない部分があるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりもう一度お伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 議員のおっしゃるとおりでございます。十分に教育委員会としましても、きちっと1回ないし2回は必ず開くように十分に指導をしたところでございますし、今年度は年間の計画の中に開催をするということの明記をその学校はされてますので、開いてくれるというように考えております。十分にこちらも指導、監督をしていきたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上、答弁とします。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） ぜひ、保健委員会を開催していただくように、指導、監督をよろしくお願ひいたします。

次に、各学校の保健委員会の協議内容について、教育委員会は把握しておられるのか。しているのであれば、教育委員会としてどのように対応しておられるのか、お伺いします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 学校保健委員会の協議内容に関しまして、その把握と対応についてでございますが、学校保健委員会の協議内容につきましては、教育委員会への報告義務がないことから、すべてを把握しているわけではございません。

しかしながら、定期的にかねます校長会あるいは教頭会などを通じまして、その中で学校長あるいは教頭のほうから、学校保健委員会で出ました、学校として重要な課題につきましても、報告をしておるところでもございます。そういった中で、各学校における保健安全活動の課題あるいは学校保健委員会での協議結果については把握をしているところ

でもございます。

また、把握いたしました内容につきましては、ハード面のこともございますし、ソフト面の指導内容のこともございますが、各課で対応を協議しまして、学校現場の実態と意見を大切にした対応に努めておるところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） ありがとうございます。

ぜひ教育委員会として把握していただいて、課題をまとめた形で集約していただくようお願いしたいのですが、今回質問させていただく学校保健という入り口なんですけれど、私が今回保護者の方から聞いて、調査なり研究していく中で、一つ学校と教育委員会のあり方について疑問を持ちましたので、少しご質問させていただきます。

まず、今回いろいろお話を聞かさせていただく中で、担当者といいますか担当課といいますか、ご返答というのは、各学校に任せていると、各学校長に権限を委ねているというご返答をよく聞くといいますか、聞くんですけれど、地域主権という考えの流れの中で、特色ある学校をつくっていく中で、学校長がそういった学校管理、経営をされるというのは大事なことだと思いますけれど、教育委員会として、やはりこういった保健委員会、重要な役割という位置づけをされておられますし、報告義務はないということなんですけれど、やはり重要な委員会、そういった協議内容とか開催状況については、やはり教育委員会として把握されておられるべきではないかと思います。今回、私がご質問させていただいて、開催状況をお知りになったという形だと思うんです。それでなかったら結構なんですけれども。ただ、前もってそういう重要なことに関しては教育委員会として把握しておくべきではないかと思います。どのようにお考えですか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎） 教育委員会が学校のいろんな指導体制、あるいは学校管理の体制について把握をするには、4月に各学校では、学校の管理計画というのを作成しております。あるいは、保健安全につきましては、保健安全の計画を作成しております。そういった学校の運営管理につきまして、重要な計画管理につきましては、4月に全部教育委員会のほうへ提出を義務づけておりまして、その中に学校管理の計画の中には学校運営委員会とか、あるいは生徒指導の委員会とか、そういったことの位置づけもきちっとされております。そういった形で教育委員会のほうは大きく、この学校の管理運営については把

握をし、学校保健については、学校保健の計画によって把握をしておるところでもございます。そういった中で、具体的に各学校が学校保健委員会を開いたり、あるいはその中で、いろいろな出てきました学校の指導につきまして、児童生徒の指導につきましてとか、そういうような形ではある程度学校長の裁量に任せるといふ、こういった連携をとっておるところでございます。

議員がおっしゃいますように、学校保健委員会につきましては、こういう学校保健だよりを書いたり、あるいは学校保健委員会に出しますレジュメをつくったりしておりますので、そういったことについても把握をしておるところでございますが、組織的に、今おっしゃいますように、きちっと提出をさせるようには来年度からしていきたいと、こんなふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○9番（井狩辰也君） ありがとうございます。

教育委員会として、情報の把握と指導管理をしっかりといただくようお願いいたします。

最後に、保健委員会のあり方といいますか、児童健康づくりを推進するために保健委員会のさらなる活性化が大切だと考えております。今後の野洲市内の各学校の保健委員会のあり方についてお伺いさせていただきます。お願いします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 今後の各学校の保健委員会のあり方でございますが、学校保健委員会の機能を高めて、学校運営の要の一つという形で位置づけていくことは、先ほど申し上げましたように大変大事なことであろうと、そんなふうに考えております。

そのためには、家庭・地域の方々に参加していただきやすい運営や、あるいは学校医、学校歯科医、学校薬剤師の皆さんとの連携の強化、あるいは保健委員会の協議内容についての学校保健だより等を通じました保護者等への周知などについても、一層の改善をしていくというようなことが必要ではないかととらえておるところでもございます。

子どもたちの健やかな成長を願って、学校と家庭・地域がさらにつながっていく組織を目指した、学校保健委員会の充実を図っていきたいと、このように考えておるところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 井狩議員。

○ 9 番（井狩辰也君） ありがとうございます。

○ 議長（立入三千男君） 暫時休憩をします。再開は 2 時に再開をいたします。

（午後 1 時 4 2 分 休憩）

（午後 2 時 0 0 分 再開）

○ 議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第 6 号、第 4 番、高橋繁夫君。

○ 4 番（高橋繁夫君） 第 4 番、高橋繁夫でございます。議長のお許しが出ましたので、私はこの 1 2 月議会では 2 点にわたりまして質問させていただきます。

まず、1 点目は新クリーンセンターの建設の進捗状況について伺うものであります。現在の発展した快適な社会生活を過ごす上で、ごみ問題は避けて通れない大きな課題となっております。このごみ問題が環境に及ぼす影響などを考えますと、近いうちに必ず起こるとされている食料不足問題、また同様に世界的な飲料水不足が懸念されており、グローバル的な課題となっております。こうした状況下、本市の大篠原で操業しておりますクリーンセンターも老朽化しております。新クリーンセンターの建設に向けまして、所管されます環境経済部では、総力を挙げて地元調整に奔走していただいておりますことに、まずは敬意を表させていただきます。こうした俗に形容されます迷惑施設につきまして、地元調整が大きくかぎを握っており、地元大篠原自治会の住民の方々の理解を得られるような焼却施設の先進地視察も実施していただきました。また、市長もみずから出町、成橋、街道、東町、西町、各町の説明会に出向き、先頭に立って説明並びに説得に当たっていただいております。

そこで、まず新クリーンセンター建設の現在の状況並びに今後の展開を伺うものであります。

次に、妓王井川流域貯留浸透事業について伺うものであります。

私は、この質問席に立たせていただいたときには、常に河川問題を取り上げさせていただいております。これは以前にもお話しさせていただきましたが、私は昭和 3 4 年の伊勢湾台風による日野川の決壊により、ふるさとの小南や高木が濁流に飲まれるという体験をいたしました。その残像がいまだ鮮明に脳裏に残っており、愛する地域を水害から守るという強い意思が、私が政治家を目指した原点であります。この水を治める治水というのは、古来より政治をなす者、いわゆる為政者が精力的に取り組んだ事業でもあります。これは、水を治める者が国を治めるという言葉どおり、民衆の人心を掌握するためにも治水が必要

であったのであります。

さて、9月議会では妓王井川の過去の経過や今後の取り組み状況を伺ったところでありますが、特に流域貯留浸透事業について、現在都市建設部において委託業務で調査中ではありますが、この事業の最大の目的は、浸水被害の軽減のため、流域貯留の有効性を検討し、流域浸透可能な施設を選定することです。この流域浸透可能な施設は、公共施設の敷地内に50トン以上の施設を設けるということですが、現在の委託業務の調査の進捗状況を伺うものであります。よろしく願いいたします。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 高橋議員の1点目の新クリーンセンター建設の進捗状況についてお答えをいたします。

クリーンセンターの更新につきましては、現施設の耐用期限が平成27年度末に迫っており、本市において喫緊の最重要課題と位置づけ、移転候補地である大篠原自治会の皆様に対しまして、理解を得るべく昨年5月から説明並びに交渉を続けております。

同自治会においては、6月5日の環境整備委員会で、今後、市との協議に応じると決定をしていただきました。

その決定を受けまして、それまでは口頭でお願いをしていたところでございますが、8月23日に市長から直接自治会の役員の方々に参集をいただきまして、文書により正式に受け入れのお願いをいたしました。その後、4回にわたり県内外への視察を実施していただき、約80人の参加を得ております。また、環境整備委員会を開催いただきながら、受け入れに向けた調整に努力いただいております。

現在は、先月の11月28日から12月12日にかけて、大篠原の5町に市長も出向き、ごみ処理施設整備基本構想案の内容に加え、今後の市の取り組みなどを説明するとともに、受け入れに対する理解が得られるようお願いをしているところでございます。

8月の文書依頼の中でも、12月までに判断をお願いしているところでございますが、自治会内での調整等に時間を要することから、最終判断は若干おくれる見込みでございます。

また、今後の展開につきましては、同自治会から基本的な受け入れを表明いただきましたら、引き続き条件面等の交渉を行うとともに、速やかに地権者である大篠原生産森林組合との協議、また用地測量及び地質調査に加え、処理システムの再構築に当たり、プラスチック容器包装の資源化あるいは焼却の選択について、市民懇談会を開催するなど幅広く

議論を重ね、方向を定め、「ごみ処理施設整備基本計画」の策定事務を進めてまいりたく考えております。

なお、これらシステムの再構築については、環境省が進める資源化施策との調整が必要であるため、現在、協議調整中でございますが、順調に進捗していますので、今年度中には完了する見込みでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、高橋議員からの「妓王井川流域貯留浸透事業について」のご質問にお答えをさせていただきます。

妓王井川につきましては、平清盛から寵愛を受けていた祇王が清盛に請願し、難工事の末、完成したといわれる伝説が伝承されまして、古くから住民の生活用水や農業用水として地域に欠くことのできない、野洲の代表的な河川であります。また、中心市街地を横断し、多くの水害に見舞われる一方、防災に大きく寄与してきた河川でもございます。

今般、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、「流域貯留浸透事業」として整備を行おうとしているものであります。

この「流域貯留浸透事業」につきましては、公共施設において500立米以上の貯留施設の整備が可能であり、川沿いの広場や公園などの敷地を利活用いたしまして、降雨が直接河川へ放流されないように一時貯留を行うことや、地下に浸透することにより周辺土地の浸水被害を軽減するものであり、駅前の浸水被害に対し一定の効果が期待できるものであります。

高橋議員お尋ねの現在の進捗状況でございますが、今月中には交付決定が国より通知される予定でございます。

このことから今月中には委託業務の入札を行い、業務着手の予定であります。業務内容といたしましては、整備可能な候補地の選定を行い、土質調査や測量業務により事業効果の設計検討を行う計画であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 高橋議員。

○4番（高橋繁夫君） 2点にわたりますご答弁ありがとうございました。その答弁を踏まえまして、何点か再質問をさせていただきます。

まず、新クリーンセンターの建設ですが、答弁にありましたように、大篠原自治会に対

しましては、11月28日から本日まで3町への説明会が開催され、2町が今週の土曜日、日曜日の予定であります。この説明会に対する大篠原自治会の皆さんの動向が、今後の新クリーンセンター建設のかぎを握っていると私は感じております。そこで、既に3町で開催されました説明会で出された意見の要旨と、その意見に対する当局の考え方をどのように示されたのかを伺います。また、野並議員の議案質疑と重複しますが、今回の補正の新ごみ焼却場候補地の測量、地質調査委託料並びに施設整備基本計画策定委託料が計上されておりますが、地元の説明会が開催されているさなかであり、このタイミングで計上することは、地元大篠原を刺激するというを私なりに懸念しているところであります。こういった施設建設の地元自治会に対する対応は、独特の微妙な対応が求められるものであります。そこで、今回、このタイミングで補正予算に至った経過を求めるものであります。

次に、妓王井川の流域貯留浸透事業につきましては、妓王井川の本格的な改修がいま少し見えない中で、大雨どきの浸水対策の軽減を図る事業として、求められるものであり、今説明がありました今後の設計調査並びに具体的な事業を注意深く見守っていきたいと思います。それでは、新クリーンセンターの建設の再質問の答弁をお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 現在、回っております5町の説明会の状況についてということで、1点目ご質問があったと思いますので、その点にまずお答えをさせていただきたいと思います。5町の説明会につきましては、まず先ほど申しましたように11月28日、出町から始まりまして、先日の土曜日、成橋、そして昨日は東町というように3町を終えたところでございます。

市からのお願いに対しまして、真摯にご検討をいただいております。3町が終わった時点での出された主な意見、ご質問につきましては、新クリーンセンターの施設及び環境に関することにつきまして、新施設の運転管理はどうするのかというようなご質問がございました。これにつきましては、新施設の運転につきましては、高度な管理を要する装置が導入されることが予想されます。そうしたことから、必要に応じてメーカーへの委託も考える必要があるというようなご回答をさせていただいております。

また、今後、プラスチック容器を可燃ごみとして焼却するというようなものについての考え方、あるいはそのCO₂の排出量、温室効果ガスでございますが、これの増加に対する考え方、あるいはちょっと話は違いますが、広域処理はできないのかといったようなご質問がございました。プラスチック容器の件につきましては、先ほど野並議員にご回

答申し上げたような回答をさせていただいておりますし、また広域処理につきましては、今日までの経過につきましてご説明をしておるところでございます。

また、一方で、附帯施設の計画内容や、地域の活性化方策について、これにつきましても、市への考え方、要望的なものもございました。まず、附帯施設につきましては、熱利用施設として温水プールなどの例を提案させていただいておりますが、それに加えて、地元の皆様が、どちらかという自分たちが直接活用できるような施設の計画、例えば温浴施設とかそういうものでございますが、そういった要望とか、また地域の活性化策については、全般的な少子高齢化と申しましょうか。人口が減少しておるといようなこともございますので、人口の増加対策として、新たに住宅地とか、あるいはこれを刺激するような企業等の開発誘致でございますとか、そういったご意見とか、また農業関係では用水の確保、またかねてよりいろいろと出されておりますようなことでございますが、県道野洲中主線の国道よりも山手側の先線の取り組み等のご意見ご要望等がございました。今日までのそれぞれに組み、あるいはその事務手続的なこと等をお話しさせていただいております。

いずれにいたしましても、こういった問題につきましては、今後大篠原自治会での出された意見の集約をいただいた上、市といたしましても、自治会の協力を得ながら、ともに考えてまいりたいというような考え、また回答をさせていただいております。以上が1点目でございます。

それと、2点目では、今回の12月補正の予算の計上についてでございます。この点につきましては、先ほど野並議員のご質問にもお答えをさせていただきましたように、用地測量、あるいは地質調査、あるいはごみ処理施設整備計画、基本計画の策定委託業務について予算計上したものでございまして、市としては本年8月に文書により、正式に大篠原に対して受け入れをお願いし、12月をめどに判断をいただきたいというようお願いをしておるところでございます。そうしたところで、若干の遅れといいますか、調整は必要なところがございますが、ご意思を決定していただきますと、それに対する対応というのが必然的にあるわけでございますので、本議会に補正予算を計上いたしましたわけでございます。

関係予算については、先ほどもご答弁させていただいたように、地元の基本的な合意があつてから執行すべきものであつて、現在、今後もそうですけれども、丁寧にかつ慎重にお願いをしておるところでございます。合意が得られた場合には速やかな対応を行う準備

を当然しておくべきでございます。それが本市の姿勢でございますし、お願いしておる者の誠意であるというような考え方でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 高橋議員。

○4番（高橋繁夫君） ご答弁ありがとうございます。

現在、野洲市におけます重要な課題であります。この新クリーンセンターの建設を私も成功に導きたいと強く意を決しているところであり、全面的に支援させていただくことを表明させていただきまして、質問を終わります。

○議長（立入三千男君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明7日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日にはこれにて延会いたします。（午後2時20分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年12月6日

野洲市議会議長 立入 三千男

署名議員 井狩 辰也

署名議員 市木 一郎